

令和4年第4回定例会

# 長野原町議会会議録

令和4年12月6日 開会

令和4年12月15日 閉会

長野原町議会

令和四年 第四回〔十二月〕定例会

長野原町議会会議録

令和四年 第四回〔十二月〕定例会

長野原町議会会議録

令和四年 第四回〔十二月〕定例会

長野原町議会会議録

## 令和4年12月第4回長野原町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (12月6日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	5
○開会の宣告	6
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸報告	7
○請願・陳情の付託	9
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	37

○議案第 9 号～議案第 16 号の一括上程、説明	38
○散会について	40
○散会の宣告	40

第 2 号 (12月15日)

○議事日程	43
○本日の会議に付した事件	43
○出席議員	44
○欠席議員	44
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	44
○職務のため出席した者の職氏名	44
○議長挨拶	45
○町長挨拶	45
○開議の宣告	46
○議事日程の報告	46
○諸報告	47
○発委第 1 号の上程、説明、採決	50
○議案第 9 号の説明、質疑、討論、採決	51
○議案第 10 号～議案第 16 号の説明、質疑、討論、採決	73
○委員会の閉会中の継続審査、調査の申出について	88
○一般質問	89
大羽賀 進 君	89
浅 沼 克 行 君	96
星 河 明 彦 君	100
牧 山 明 君	107
○閉会の宣告	115
○署名議員	117

長野原町告示第229号

令和4年12月第4回長野原町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年11月29日

長野原町長 萩原 睦 男

- 1 招集期日 令和4年12月6日
- 2 招集場所 長野原町議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	梶野寛丈君	2番	浅井直輝君
3番	星河明彦君	4番	萩原宗仁君
5番	富澤重男君	6番	入澤信夫君
7番	黒岩巧君	8番	浅沼克行君
9番	牧山明君	10番	大羽賀進君

不応招議員（なし）

第 4 回 定 例 町 議 会

( 第 1 号 )

## 令和4年12月第4回長野原町議会定例会

### 議事日程(第1号)

令和4年12月6日(火曜日)午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 請願・陳情の付託
- 第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度長野原町一般会計補正予算(第6号)について)
- 第 6 同意第 1号 長野原町副町長の選任同意について
- 第 7 発議第 1号 長野原町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第 1号 長野原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第 2号 長野原町町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第 3号 長野原町議会議員及び長野原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第 4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 第12 議案第 5号 長野原町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第 6号 長野原町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第 7号 長野原町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第 8号 長野原町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第 9号 令和4年度長野原町一般会計補正予算(第7号)について
- 第17 議案第10号 令和4年度長野原町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

- 第18 議案第11号 令和4年度長野原町へき地診療所特別会計補正予算（第2号）について
- 第19 議案第12号 令和4年度長野原町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第20 議案第13号 令和4年度長野原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第21 議案第14号 令和4年度長野原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第22 議案第15号 令和4年度長野原町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第23 議案第16号 令和4年度長野原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（9名）

1番	梶野寛丈君	2番	浅井直輝君
3番	星河明彦君	5番	富澤重男君
6番	入澤信夫君	7番	黒岩巧君
8番	浅沼克行君	9番	牧山明君
10番	大羽賀進君		

#### 欠席議員（1名）

4番 萩原宗仁君

---

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	萩原睦男君	教育長	小林敦子君
総務課長	唐澤正人君	未来ビジョン推進課長	佐藤忍君
町民生活課長	本田昌也君	出納室長	中村剛君
税務課長	土屋猛君	農林課長	佐藤信利君

建設課長 矢野今朝治君 上下水道課長 篠原博信君  
教育課長 萩原喜隆君

---

**職務のため出席した者の職氏名**

事務局長 野村一義 書記 高橋里香

開会 午前10時55分

◎開会の宣告

○議長（黒岩 巧君） 本議会定例会の開催に当たり、4番、萩原宗仁君より、会議規則第2条の規定に基づき本定例会の欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員は9名であります。

地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより令和4年12月第4回長野原町議会定例会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（黒岩 巧君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（黒岩 巧君） 本日の議事日程は配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（黒岩 巧君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において8番、浅沼克行君、9番、牧山明君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（黒岩 巧君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。会期は、去る11月29日開催の議会運営委員会において協議の結果、最終日を15日に予定したところですが、会期は、本日から15日までの10日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、さよう決しました。

なお、会期日程表は、配付のとおりでありますので、参考にしていただきたいと思います。

---

### ◎諸報告

○議長（黒岩 巧君） 日程第3、諸報告は議会運営委員会、例月出納検査、議会活動等の報告であります。

まず、議会運営委員会の報告を求めます。

委員長、浅沼克行君。

〔議会運営委員長 浅沼克行君 登壇〕

○議会運営委員長（浅沼克行君） 議長の指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

本委員会は、下記の事項について協議したので報告をいたします。

#### 記

1. 委員会開催日時 令和4年11月29日（火）午前10時より

2. 出席者 ご覧いただきたいと思います。

3. 協議事項

（1）12月議会定例会の日程について

会期 12月6日から15日、会期10日間とした。

初日12月6日（火）、最終日15日（木）

（2）全員協議会について

次第書のとおり了承した。（開催日12月6日（火）、本会議前）

（3）議事日程及び会期日程表、提出案件について

議事日程及び会期日程表、提出案件 提案のとおり了承した。

(4) 議会活動報告について

報告書のとおり了承した。

(5) 請願、陳情、委員会の閉会中の継続審査、調査の申出について

文書表のとおり了承した。また、議長へ申し出ることとした。

(6) その他

1) 当面の行事予定等について

・予定表のとおり了承した。

裏面をお願いします。

2) 令和5年2月議会臨時会の開催について

・議会運営委員会 令和5年2月1日(水)とした。

・2月議会臨時会 令和5年2月15日(水)とした。

3) その他

・特になし。

4. 閉 会 (午前11時55分)

以上、朗読をもって報告とさせていただきます。

○議長(黒岩 巧君) 議会運営委員会の報告が終了しました。

特に質問がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒岩 巧君) 質疑を終結します。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒岩 巧君) 異議なしと認め、委員長の報告のとおり決しました。

以上で、議会運営委員会の報告を終結します。

次に、例月出納検査の報告でございますが、配付のとおり監査委員より報告書の提出がありましたので、ご覧いただければと思います。

最後に、議会行政視察報告、議会活動報告及び行事予定表については、配付のとおり了承いただきたいと思ひます。

◎請願・陳情の付託

○議長（黒岩 巧君） 日程第4、請願・陳情の付託であります。

請願・陳情等の付託は、11月30日までに受付された6件であります。配付文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

---

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度長野原町一般会計補正予算（第6号））についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 承認第1号 令和4年度長野原町一般会計補正予算（第6号）に係る専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症及び電力・ガス・食料品等価格高騰の影響により価格高騰重点支援事業等に係る経費の補正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に担当課長より内容説明を求めます。

初めに、総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） それでは、承認第1号 令和4年度長野原町一般会計補正予算（第6号）に係る専決処分につきましてご説明のほう申し上げます。

1枚返していただき専決処分書でございますが、令和4年10月5日付で専決処分をさせていただきます。理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

1枚返していただきまして、補正の内容でございます。歳入歳出それぞれ8,040万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ46億2,247万9,000円とするものでございます。

それでは、1ページをご覧いただきたいと思います。

第1表、歳入歳出補正予算の歳入でございますが、11款地方交付税では、1項地方交付税で228万4,000円の追加、15款国庫支出金では、2項の国庫補助金で7,811万6,000円の追加でございます。合計で8,040万円の増額でございます。

下段の歳出でございますが、2款1項総務管理費では2,900万円の追加でございます。

3款1項民生費社会福祉費では、4,990万円の追加でございます。

4款1項の保健衛生費では、150万円の追加でございます。合計で8,040万円の増額でございます。

次に、4ページをご覧くださいと思います。

歳入歳出の予算事項別明細書2の歳入でございます。

11款1目地方交付税で普通交付税で228万4,000円の追加、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金で新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金で2,821万6,000円の追加、2目の民生費国庫補助金、電力・ガス・食品等価格高騰緊急支援給付金事業補助金で4,990万円の追加でございます。

続きまして、5ページの3歳出についてご説明のほう申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、6目の企画費では2,900万円の追加でございます。

説明欄の価格高騰重点支援事業では、商品券の配布、交付といたしまして3節職員の手当で事業実施による職員時間外勤務手当で10万円、7節の報償金、こちらは商品券の換金で2,700万円、10節の消耗品で10万円。続きまして、印刷製本費、こちらの商品券、チラシ等の印刷でございます、そちらが80万円、11節の通信運搬費では商品券の郵送料でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、町民生活課長。

○町民生活課長（本田昌也君） 続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では補正額4,990万円の追加補正をお願いするものでございます。

説明欄をご覧くださいと思いますが、電力・ガス・食品等価格高騰緊急支援給付金事業補助金につきまして補正をお願いするものでございます。

こちらにつきましては、3節時間外手当、10節の消耗品、印刷製本費、11節は通信運搬費、手数料、12節電算委託料等でございます。

18節交付金につきましては、4,750万円ということで5万円掛ける950人分というようなところで計上してございます。

こちらの対象となる世帯でございますが、住民税の非課税世帯というようなところでござ

います。また、1月から12月の収入が減少をいたしまして、住民税非課税相当分となったような方が家計急変世帯というようなところで該当となります。こちらの950人分というのも概数でございますが、予算計上させていただきました。

よろしくお願いたします。

続きまして、6ページでございますが4款衛生費、1項保健衛生費、2日予防費では150万円の追加補正をお願いするものでございます。

説明欄でございますが、新型コロナウイルス感染症に伴うインフルエンザ予防接種一部費用負担事業というようなところで、18節補助金でございますが、150万円というところで3,000円掛ける500人分というようなところで、財源といたしましては地方創生臨時交付金を活用してございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。承認第1号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

---

#### ◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第6、同意第1号 長野原町副町長の選任同意についてを議題といたします。

当事者が議場におりますので、退場を求めます。

梶野寛丈君。

〔1番 梶野寛丈君 退場〕

○議長（黒岩 巧君） それでは、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 同意第1号 長野原町副町長の選任同意について、提案理由のご説明を申し上げます。

長野原町副町長の市村敏氏が5月31日に任期満了で退任されて、空席となっております。

後任として、長野原町大字■■■■■にお住まいの梶野寛丈氏を令和5年5月1日付で副町長に選任いたしたく、ご提案いたします。

梶野寛丈氏は、■■■■■年生まれの■■■■■歳であります。

町民の福祉の向上と町政の振興発展のため、その豊富な経験と卓越した力量で本町行政の運営に尽力いただくこととし、副町長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。

ご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、同意第1号についてお諮りします。人事案件につき、質疑と討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。同意第1号は、無記名投票により採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに投票を行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（黒岩 巧君） ただいまの出席議員は7名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番、浅井直輝君、3番、星河明彦君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（黒岩 巧君） 念のため申し上げます。

本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（黒岩 巧君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

2番から順次お願いします。

〔投票〕

○議長（黒岩 巧君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

直ちに開票を行います。

2番、浅井直輝君、3番、星河明彦君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（黒岩 巧君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 7票

有効投票数 7票

無効投票数 0票

有効投票数のうち

賛成 6票

反対 1票

以上のおおり賛成が多数です。

したがって、同意第1号は原案のおおり同意されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

〔1番 梶野寛丈君 入場〕

○議長（黒岩 巧君） 梶野君に申し上げます。

ただいま議題となりました同意第1号は、原案のとおり同意することとなりました。

ここで、選任された梶野寛丈君にご挨拶をお願いいたします。

梶野寛丈君。

[1番 梶野寛丈君 登壇]

○1番（梶野寛丈君） 議長のご指名をいただきましたので、一言ご挨拶させていただきます。

このたびは副町長選任の同意をいただきまして、誠にありがとうございます。

大変光栄なことでございますし、同時にとても身にしみる思いでございます。

今、劇的に社会が変動する中、私たちの生活は日々不安にあおられております。今こそ、変化のときだと思えます。新たなチャレンジのときであり、未来へつながる、未来へ希望を強く持つときだと強く思います。

町民の日々の生活がよりよくなるように、よりよい未来につながるように、萩原町長をしっかりサポートし、日々健闘している職員とともに努力し続ける所存でございます。

また、議員の皆様におかれましては、引き続きご支援、ご協力をお願い申し上げます。

簡単ではありますが、お礼のご挨拶とさせていただきます。

今後ともどうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） ありがとうございます。

それでは日程に戻ります。

---

#### ◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第7、発議第1号「長野原町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題とします。

初めに、提出者から趣旨説明を求めます。

8番、浅沼克行君。

[8番 浅沼克行君 登壇]

○8番（浅沼克行君） 議長のご指名をいただきましたので、発議第1号の趣旨説明を行います。

平成17年の長野原町は、実質公債費比率が20%を超えるなど、財政状況が逼迫した状況となっていました。

そのような中、議会としても自らが身を切る改革が必要との観点から、議会自ら議員報酬

削減に踏み切り、平成17年4月より2割削減を行いました。

当時、郡内はもとより、県内でも多くの町村が、期間を限定して報酬削減を行いました。当議会は、財政状況の改善を見極めるため、現在まで17年以上にわたり削減を続けております。

そのような中、当時20%を超えていた実質公債費比率が10.3%と改善されました。

また、ハッ場ダムも完成し、国からの交付金も交付されるようになり、財政の健全化が図られてきたと考えます。

当議会は、二元代表制の一翼を担う議会として、町民に対し開かれた議会を目指すとともに、公平公正な議会運営を徹底、継続することにより、今まで以上に町民の信頼と負託に応える議会であり続けたいと考える所存です。

ここに、議員報酬を削減前に回復及び人事院勧告に伴う条例改正案を提出いたしました。議員各位のご理解とご賛同を賜りますようお願い申し上げまして趣旨説明といたします。

○議長（黒岩 巧君） 続いて、賛成者を代表して賛成意見を求めます。

5番、富澤重男君。

○5番（富澤重男君） 議長の指名により、発議第1号の賛成者を代表して賛成意見を述べます。

ただいま提出者説明のとおり趣旨に賛同するものであります。ご賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。発議第1号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第8、議案第1号 長野原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第1号 長野原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、本年度の人事院勧告を受けて、本町職員の給料表の改定及び勤勉手当を引き上げるため、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 議案第1号 長野原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明を申し上げます。

条例制定する理由につきましては、先ほど町長が説明したとおりでございます。人事院勧告を実施するという閣議決定を踏まえ、群馬県人事委員会の勧告に基づき条例の改正を行うものでございます。

それでは、1ページから10ページにかけては、こちらは条例の一部改正する条文でございます。

それでは、11ページをご覧いただきたいと思えます。

長野原町職員の給与に関する条例の新旧対照表で説明させていただきます。

向かって左側が現行で、右側が改正後でございます。改正箇所には下線をつけてございます。

まず、19条の第2項では第1号正規職員についてです。

12期の支給額を0.1月引き上げるものでございます。第2号につきましては再任用職員の勤勉について12月の支給額を0.05引き上げるものでございます。

なお、12ページから22ページにかけては、行政職の給料表及び第2表では、医療職の

給料表でございます。こちらにつきましては、人勲に伴い平均で0.23%、921円引き上げた後の給料表でございます。

それでは、大変申し訳ないんですけども、10ページにお戻りいただきたいと思えます。

附則の第1条第1項では、本条例を公布の日から施行としてございます。

第2条の規定は、令和5年4月1日からの施行とし、第2項では第1条の規定を令和4年4月1日に遡り適用するとし、第3項では勤勉手当を12月1日から適用でございます。

また、第2条では、給料引上げの遡及適用に伴う差額支給を、第3条では規則への委任を定めているものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第1号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第9、議案第2号 長野原町町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第2号 長野原町町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、本年度人事院勧告による職員勤勉手当引上げに伴い、町長、副町長及び教育長の期末手当を引き上げるため、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 議案第2号 長野原町町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

条例制定する理由につきましては、町長の説明したとおりでございます。職員の勤勉手当引上げに伴い、期末手当を引き上げるものでございます。

1枚目をご覧いただきたいと思います。

条例の一部改正する改正文でございます。

2枚目2ページをご覧いただきたいと思います。

長野原町町長、副町長及び教育長諸給与条例新旧対照表をご覧いただきたいと思います。こちらのほうで説明させていただきます。

向かって左側が現行で、右側が改正後でございます。改正箇所には下線をつけてございます。

まず、1条関係でございます。第5条第2項中の12月の期末手当について100分の215を100分の225と0.1月引き上げるもので、令和4年4月1日に遡り適用するものでございます。

3ページをご覧いただきたいと思います。

第2条関係でございます。0.1月引き上げて加えた総数を6月期と12月期の期末手当に振り分けるもので、100分の225を100分の220に改め、令和5年4月1日からの施行としてございます。

1ページにお戻りいただきたいと思います。

附則の第1条では、本条例を公布の日から施行としていますが、第2条の規定は令和5年4月1日からの施行としており、第2項で期末手当を12月1日から適用としてございます。

また、第2条では期末手当引上げの遡及適用に伴う差額支給を第3条では委任の内容を定めております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第2号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第10、議案第3号 長野原町議会議員及び長野原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 長野原町議会議員及び長野原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、公職選挙法施行令の一部が改正され公布されたことに伴い、関連しまして本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 議案第3号 長野原町議会議員及び長野原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

条例制定する理由につきましては、町長が説明したとおりでございます。最近における物価の変動、選挙の執行状況を考慮し、円滑な選挙執行を図るための基準の改定でございます。

1 ページをご覧いただきたいと思います。

こちらが条例の一部改正する改正文でございます。

2 ページをご覧いただきたいと思います。

こちらが長野原町議会議員及び長野原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の新旧対照表でご説明させていただきます。

向かって左側が現行で、右側が改正後でございます。改正箇所には下線をつけてございます。

まず、第4条第1項第2号のア、選挙運動用自動車の使用で1台日当たりの上限単価で1万5,800円を1万6,100円に改定。

3 ページをご覧いただきたいと思います。

第2号のイでございますが、燃料の代金で1台当たりの上限単価で、7,560円を7,700円に改定。

第8条中の選挙運動用ビラ作成で1枚当たりの作成単価で7円51銭を7円73銭に改定です。

4 ページをご覧いただきたいと思います。

第11条中の選挙運動用ポスター作成単価で525円6銭を541円31銭に改定。31万500円を31万6,250円に改定するものでございます。

大変すみません、1 ページにお戻りいただきたいと思います。

附則の第1条では、本条例を公布の日から施行としますが、第2項では改正後の条例の規定はこの条例施行以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日前までにその期日を告示された選挙につきましては従前の例とする内容でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第3号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第11、議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例制定は、令和3年6月11日に国家公務員法等の一部を改正する法律が公布され、国家公務員の定年延長が令和5年度より実施されることに伴い、関連する条例の整備が必要となりましたので、本条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、ご説明申し上げます。

条例制定する理由につきましては、町長が説明したとおりでございますが、令和3年6月11日に公布された地方公務員法の一部を改正する法律が、令和5年4月1日より施行となります。令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げるため、本町の関係条例を整備するものでございます。

それでは、まず、1ページから12ページにつきましては、条例の一部を改正する改正文でございます。

13ページからは関係条例の新旧対照表となっておりますので、こちらのほうで説明をさせていただきます。

向かって左側が現行で、右側が改正後でございます。改正箇所には下線をつけてございま

す。

まず、第1条関係でございます。長野原町公益的法人等への職員派遣に関する条例で、第2条第2項第5号の職員の派遣では、公益的法人等への派遣ができない職員について、特定により管理職の期間を延長された職員の規定を追加でございます。

第6号では、第5号の改正に伴う号ずれの改正でございます。

第3条第1項第3号では、条文整備の改正でございます。

14ページをご覧いただきたいと思います。

第2条関係、長野原町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例で、第1条の3公休の種類と第1条の4では、公休の理由については地方公務員法の第28条の2第1項に規定する公休について規定でございます。

附則の第1項、施行期日では、15ページにかけまして、見出しと項を追加し、15ページ、第2項では、当該職員の受ける另給に応じた額に100分の70を乗じて得た額を支給する職員に対する第1条の3の適用についての読替えでございます。

第3項につきましては、公休について職員の意に反する降任、降給の処分に当たらない旨の規定でございます。

16ページをご覧いただきたいと思います。

第3条関係の新旧対照表で第3条では、減給処分の期間中、当該減ずる額が給与条例の適用により降給となった職員の給料を10分の1を超えた場合の規定でございます。

17ページをご覧いただきたいと思います。

外国人の地方公共団体の機関等に派遣する長野原町職員の処遇に関する条例でございます。

第2条第4号職員の派遣では、第2条第4号は引用する条例の修正で、第5号では派遣対象から除外するものに、長野原町定年等に関する条例第9条の規定により、異動期間を延長された管理職を定めてございます。

続きまして、19ページをご覧いただきたいと思います。

第5条関係でございます。長野原町職員の勤務時間、休息等に関する条例で、第2条第3項勤務時間では現行の再任用の規定を定年前再任用短時間勤務職員の規定改正するものでございます。

第3項第1項から21ページの第12条まで、こちらにつきましては、定年前再任用短時間勤務職員の条文の改定でございます。

22ページをご覧いただきたいと思います。

第6条関係長野原町職員の育児休業等に関する条例で第2条第2項では引用する条例の改正でございます。

第3号では、定年条例の第9条の規定により、異動期間を延長された管理職の職員は、育児休業することができない旨の定めであります。

第4号は号ずれによる改正でございます。

第9条第2号では、引用する条例の改正でございます。

第3号は、定年条例第9条の規定により、異動期間の延長された管理職の職員は育児短時間勤務をすることはできない旨を定めてございます。

23ページをご覧いただきたいと思っております。

第16条の表中、第4条第9項の項を削除し、第4条第1項と第2項及び第4項では第9項の削除により、新たに算出率を規定するもので、24ページの第10条の2第2項第2号の項では、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員の改正でございます。

第13条中の第1項では、定年前再任用短時間勤務職員の条文の整備でございます。

25ページに移りまして、中ほどですけれども、中段ほどですけれども、こちらは条文の整備でございます。

26ページをご覧いただきたいと思っております。

第19条の表中で第10条の2第2項第2号では、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員の改正でございます。

第13条第1項の項では、条文の整備でございます。

第13条第4項の項を削除、第13条の第5項の項では27ページにかけまして、第4項削除に伴う条文の改正でございます。

27ページの第17条の3第2項の項1段目では、短時間勤務職員について扶養住居手当の適用を除外する規定で、2段目では再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員の読替規定でございます。

28ページをご覧いただきたいと思っております。

第21条第2号では、定年前再任用短時間勤務職員等について部分休業ができない旨の規定を定めてございます。

第22条の第1項では、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員の改正でございます。

附則の第3項では、給与条例附則第19条19項を適用を受ける育児短時間勤務職員における

給料月額の見替えの規定でございます。

29ページをご覧いただきたいと思います。

第7条関係で長野原町の給与に関する条例で、第4条の第3項では条文の整備でございます。

第5項は、現行に合わせる条文整備でございます。

第6項では、60歳に達した以後、直近の3月31日を超えた職員について原則昇給停止とする規定でございます。

30ページをご覧いただきたいと思います。

第7項から第9項までは項ずれの改正でございます。

第9項では、改正前の第4条第9項の削除、第5条の3では旧再任用の規定を定年前再任用短時間勤務職員の規定の改正でございます。

第10条の2第1項第1号から2項第1号、31ページにかけまして、こちらは、条文の整備でございます。

32ページをご覧いただきたいと思います。

第10条の2第2項第2号では、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員へ改正でございます。

第10条の2第2項第3号、第13条の第1項では、33ページにかけまして、こちらは条文の整備でございます。

33ページの13条第2項は、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員へ改正でございます。

13条第4項から第5項第1号では、34ページにかけまして、こちらは条文の整備でございます。

35ページでございます。

第16条では、条文の整備でございます。

17条の3では、定年前再任用短時間勤務職員について昇格、昇給、扶養手当、住居手当の適用除外とする規定と、再任用職員と定年前再任用短時間勤務職員への改正でございます。

第18条第2項につきましては、条文の整備でございます。

36ページをご覧いただきたいと思います。

第3項では、再任用職員を定年前再任用短時間勤務への改正でございます。

18条の3第2項では、一時差止め処分取消し申立てに係る規定の整備でございます。

37ページをご覧いただきたいと思います。

第4項から第6項につきましては、項ずれによる改正でございます。

第19条の第1項では、条文の整備、第2項第1号では、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員への改正でございます。

38ページをご覧いただきたいと思います。

こちらは、19条第2項第2号では条文の整備でございます、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員への改正でございます。

続きまして、附則の第19項では、給料月額7割の措置でございます。

附則の20号第1号では、附則第19項の適用除外でございます。

38ページから39ページにかけては、附則の第20項第2号と第3号では、附則の第19項の適用除外でございます。

附則の第20項第4号では、附則の第19項の適用除外であります。

附則の21項では、管理監督職勤務上限年齢調整額の規定でございます。

附則の第22項では、40ページにかけては、こちらは読替えの規定となっております。

給料月額7割措置後の給料月額は、降任後の最高号給を超える場合の読替え規定でございます。

第23項では、健康上必要があると認める場合の規定でございます。管理監督職勤務上限による他の職員への降任等をした職員について、管理監督の職勤務上限年齢の制限調整額が支給される職員との均衡上必要がある場合認められる職員に当分の間、給料月額のほか別に給料を支給する規定でございます。

附則の24項では、健康上の必要があると認められる場合の規定でございます。

附則の第25項では、委任事項で附則第19項から第24項までの規定の施行で規則への委任でございます。

別表の1、第3条関係の行政給料表では、40ページから41ページにかけては、再任用職員を定年前再任用短時間勤務への改正でございます。

42ページをご覧いただきたいと思います。

第8条関係でございます。長野原町職員の寒冷地手当に関する条例で、第2条では手当の支給範囲で常勤職員に限る規定でございます。

43ページをご覧いただきたいと思います。

長野原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例で、第7条では条文の整備の

改正でございます。

44ページをご覧いただきたいと思います。

第15条では、旧再任用の規定を定年前再任用短時間勤務職員の規定の改正でございます。

45ページをご覧ください。

第10条でございます。長野原町企業職員の給料の種類及び基準に関する条例で第17条第2項第3項では引用法律の改正でございます。

第4項では、旧再任用の規定を削除で、第5項では46ページにかけまして旧再任用の規定の削除と条文の整備の改正でございます。

46ページの第6項では旧再任用の規定の削除でございます。

大変申し訳ありませんが、9ページにお戻りをいただきたいと思います。

下段の第11条の関係なんですけれども、こちらの長野原町職員再任用に関する条例の廃止でございます。

附則の第1条では、条例の施行は令和5年4月1日からの施行でございます。

10ページから12ページにかけまして附則の用語の定義を定めてございます。その他附則の第3条の関係でございます。10ページです。こちらの長野原町職員の勤務時間給料等に関する条例の一部を改正に伴う経過措置の内容でございます。

附則の第4条第1項から第8項まで、こちら12ページにかけまして、長野原町の給与に関する条例の一部を改正に伴う経過措置の内容でございます。

12ページをご覧いただきたいと思います。

第5条では、長野原町職員の寒冷地に関する条例の一部の改正に伴う経過措置の内容でございます。

別添資料で地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う今回の条例関係条例の改正の内容につきまして、一覧表にまとめさせていただきましたので、ご確認のほどよろしく願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

9番、牧山明君。

○9番（牧山 明君） 膨大な資料と、かなり細かくいろいろなことが説明されたんですけれども、正直言って全く理解できません。

まず、その定年前再任用短時間勤務職員、これに従事する人はどういう部署でどういう仕

事をされている人で何人ぐらいいるのかということ。

それから、会計年度任用職員の場合はどういうところで仕事をして、人数としてどのくらいいるのかということをお教えいただきたいと思っております。

○議長（黒岩 巧君） 総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 定年前再任用短時間勤務の関係なんですけれども、定年がこれから2年に1歳ずつ上がるんですけれども、定年以後65歳までの間につきまして、その方を定年前短時間勤務再任用ですかね、そちらの職員と今までの再任用の短時間勤務の職員のことを今度言い換えるものでございます。現在その職員については3名です。

あと、会計年度任用職員につきましては、ちょっと手持ちの資料がないので全員で何人なのかは確認して報告させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（黒岩 巧君） 9番、牧山君。

○9番（牧山 明君） 定年前再任用短時間勤務の人は3名、会計年度任用職員については数は分からないということですが、これはちょっと採決の前にぜひ数を調べて教えていただきたいということが1つあります。

それと、どうも説明の内容を見ると、以前よりも労働状況がちょっと悪くなっているんじゃないかなどちょっとイメージを受けたんですが、その辺のところはどうなのか。

最近言われている、地方公共団体、地方自治体のブラック企業化ということが時々目にする言葉なんですけれども、そういうことになっているのかどうか、そこをちょっと知りたいので、かいつまんでこの条例で労働条件が上がっているのか、悪くなっているのか、その辺のところをお答えください。

○議長（黒岩 巧君） 総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） まず、定年引上げ後における組織の新陳代謝というか組織の活力を維持するためには、まず、65歳まで勤務していただく。ただ、60歳を超えた後には役職を退いていただくということで、若手職員の指導とか育成のほうに従事をしていただければと思います。職務については本人の意向と人事評価等確認した上で決定させていただくことになっております。

よろしくお願いたします。

○議長（黒岩 巧君） 9番、牧山君。

○9番（牧山 明君） 再任用短時間労働勤務の職員については既に正職員として長年働いて、そういうことからある面、若干現役時代、現役というんですか正職員のとときよりは報酬等い

ろいろな面で若干悪くなるというのはしょうがない面もあると思うんですが、会計年度任用職員は、言ってみれば今までのアルバイトとかという人に当たるかなど、契約職員とかという感覚なんではないかと思うんですが、この人たちの労働条件はどうなっているのかということをお答えいただきたい。

○議長（黒岩 巧君） 総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 会計年度任用職員につきましては、今現在、職員の事務の補助ということで勤務をいただいております。時間のほうは正規職員よりも短い時間ということで勤務のほうをお願いしているところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 9番、牧山君。

○9番（牧山 明君） たしか8時間を超えないというような7時間45分とかという中途半端な時間だったような気がするんですが、議長にお願いなんです、先ほどのその人数とそれから端的に今聞いているんですけれども、労働条件がどうなっているのかということ聞いていただけなんです、答えがないんですよ。そのところちゃんと教えてください。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 申し訳ありません。議員もご存じのとおり、今年度からかなり改善をした、賞与も出したりとか、全体の年収ベースでいくと改善されたことというのはご存じかと思っておりますけれども、今、会計年度の待遇も改善していくために来年度さらに改善をしていくような方向で検討しているところでございます。

それが、今回のこの説明に合致してくるかこないかと言うと、こないんですけれども、そのあたりを検討しているところでございますので、議員が恐れている、年々待遇が悪くなっているのかという心配に対しては、はっきりとノーと言える回答だというふうに思います。

ちょっと細かいところを私がこの数字の適任部分とかというのは申し上げられませんが、先ほどの合計で何人いるかということは、恐らく100人を超えてくる数があると思うんですけれども、それはすぐに調べることができると思いますので、報告させていただいたと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） よろしいですか。今、牧山議員から人数を聞かないと採決にはというお話があったので、採決は午後に持ち越して昼休み中に人数を確認して午後一で報告をしていただいて、その後に採決を行いたいと思います。よろしいですか。

ここで、暫時休憩とします。

午後はちょっと準備の都合等ございますので、1時15分、13時15分に再開いたします。

よろしく申し上げます。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時15分

○議長（黒岩 巧君） 会議を再開いたします。

先ほどの議案第4号の会計年度任用職員の人数等について、総務課長から報告をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 牧山議員のご質問にお答えいたします。

会計年度任用職員の人数なんですけれども、81名でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） よろしいですか。

それでは、ほかに質疑がございませんようでしたら、議案の委員会付託、討論を省略して、直ちに採決しようと思っておりますけれども、ご異議ございませんか。

8番、浅沼克行君。どうぞ。

○8番（浅沼克行君） 8番です。ちょっとお伺いしたいんですけれども、先ほど総務課長の

説明の中で、定年についての話があったんですけども、60歳以上は役職からとかれると、そして65歳までというお話があったと思うんですけれども、そのことの文面はこの条例の中どこに当てはまって書いてあるんだか、ちょっと教えてもらえますかね。

○議長（黒岩 巧君） 総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 浅沼議員のご質問にお答えいたします。

今、協議をいただいている条例というこの次に第5号とあるんですけれども、これがちょっと一体的な条文の改正になっていまして、次に定年の延長のほうの説明をしたいなど、どちらでも地方公務員法の改正なので、どちらにも関係することで、できれば同時にやりたかったんですけれども、順番で地方公務員法の一部に、多数の条例に係るものを先にやらせていただいて、次に定年のほうの関係の条例をちょっとご審議いただければと思っておりました。

ので、よろしくお願いします。

〔「それじゃ、ここにはそのこと具体的なことは載ってないということ。」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 具体的なもの、次の議題の中で具体的に書いてありますので、よろしくお願いします。とにかく一体的な条例改正であったので、すいません、よろしくお願いします。

○議長（黒岩 巧君） よろしいですか。

それでは、質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第4号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第12、議案第5号 長野原町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第5号 長野原町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、令和3年6月11日に国家公務員法等の一部を改正する法律が公布され、国家公務員の定年延長が令和5年度より実施されることに伴い、本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 議案第5号 長野原町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明を申し上げます。

条例制定する理由につきましては、町長が説明したとおりでございます。

こちらにつきましても、令和3年6月11日に公布された地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日より施行となり、令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられます。

本町におきましても、定年引上げの条例の改正をするものでございます。

1ページから15ページにつきましては、条例の一部改正文でございます。

16ページをご覧いただきたいと思っております。

長野原町職員の定年等に関する条例新旧対照表で説明のほうさせていただきます。

向かって左側が現行で、右側が改正後でございます。改正箇所には下線をつけてございます。

改正後の条例では、本則の章立てとして定年制度管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の3つの制度について定めていることとしておるため、題名と目次をつけてございます。

第1条では、改正法において条例に委任する旨を定めている規定で引用の改正でございます。

第3条では、定年の引上げにより、職員の定年年齢65歳の改正でございます。

17ページにかけまして、医師及び歯科医師につきましては定年年齢の改正はありませんけれども、17ページに改正後第2項として整備改正をするものでございます。

第4条では、定年退職の特例に関する規定で文言の改正とただし書として管理監督職を占める職員の勤務延長についての規定が追加となっております。

これは勤務延長型特例任用及び異動可能型特例任用により、異動期間を延長した職員であって定年退職日において管理監督職を占めている職員については、勤務延長が可能な場合に勤務延長型特例任用により、異動期間を延長されている場合に限定する趣旨の規定でございます。

なお、地方公務員の場合、定年退職日において管理監督職を占める職員というのは定年の段階的引上げ期間中においては存在することも想定されますが、定年引上げ完了後においては役職定年年齢が63歳以上であってかつ特例任用及び異動期間を延長される場合に限られることになっています。

第1項の第1号から18ページの第3号までにつきましては、文言の改正となっております。

18ページで2項から第4項につきましても文言の整備でございます。

18ページの下段では証明の整備でございます。

19ページをご覧いただきたいと思います。

第6条では、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職を定める規定の改正でございます。

第1号と第2号では、町条例で定める職の規定の改正となっております。

第7条では、役職定年が適用される年齢を定める規定の改正でございます。

第8条では、役職定年を行うに当たって順守すべき基準を定める規定の改正でございます。

第1号では、人事評価、勤務状況、経験等に基づき適正を要する職への降任の規定でございます。

20ページをご覧いただきたいと思います。

第2号では、できる限り上位の職に降任の規定を改正でございます。

第3号では、課長職よりも下位に属する非管理監督職に降任する規定の改正でございます。

第9条では、管理監督職勤務上限年齢による降任等の管理監督職への任用の制限の特例を定める規定でございます。

第1項では、勤務延長型特例任用と呼ばれる特例任用の規定の改正でございます。

21ページをご覧いただきたいと思います。

第1号から第3号では、現行の勤務延長になった特定の事由の規定の改正でございます。

第2項では、一度延長した対象職員の異動期間を1年以内の期間延長できる規定の改正となっております。

第3項では、22ページにかけまして、異動可能型特定任用と呼ばれる特例任用についての改正でございます。

22ページの第4項でございます。

一度延長した対象職員の異動期間を延長された異動期間末日から1年以内の期間延長でき

る規定の改正となっております。

23ページをご覧いただきたいと思います。

第10条では、異動期間の延長等に係る職員の同意の規定の改正でございます。

第11条では、異動期間の延長事由が消滅した場合の措置の規定の改正でございます。

第12条では、定年前再任用短時間勤務職員の任用の規定の改正でございます。

24ページをご覧いただきたいと思います。

第13条では、組合を構成する地方公共団体の組合間の定年前再任用短時間勤務職員の任用の規定の改正でございます。

第14条では、規則に委任をする改正でございます。

附則の第3項では、定年に関する経過措置で段階的に引き上げる内容でございます。

第4項では、25ページにかけまして、情報提供及び勤務の意思確認の規定の内容でございます。

すみません、8ページにお戻りをいただきまして、まず、附則の施行期日でございます。

第1条では、この条例は令和5年4月1日から施行でございます。ただし書で附則第11号の規定では公布の日からの施行でございます。

こちらは令和5年度に60歳に達する職員に対して、令和4年度中に情報提供と意思確認ということでございますけれども、本町で該当者ございません。

次に、8ページから13ページにかけまして、改正附則の3条から6条の規定では定年退職者等の再任用、暫定再任用に関する経過措置でございます。

13ページをご覧いただきたいと思います。

改正附則の第7条、改正法の附則第8条の3項、条例で定める職及び条例で定める年齢を定める規定でございます。

改正附則第8条は、改正法の附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新法22条の4項の条例で定める職及び条例で定める年齢を定める規定でございます。

14ページをご覧いただきたいと思います。

改正附則の第9条は、改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び条例で定める職員を定めている規定でございます。

改正附則第10条の規定では、15ページにかけまして、定年前の再任用短時間勤務職員に関する経過措置でございます。

改正附則第11条は、改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢を定めている規

定でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第5号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第13、議案第6号 長野原町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第6号 長野原町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附、企業版ふるさと納税を受けられる制度として、本条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

未来ビジョン推進課長。

○未来ビジョン推進課長（佐藤 忍君） 議案第6号 長野原町ふるさと応援寄附条例の一部

を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、先ほどの町長の提案のとおり、地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附、企業版ふるさと納税を受けられる制度として、本条例制定をお願いするものでございます。

1枚おめくりください。

こちらが改正文でございます。

裏面をお願いいたします。新旧対照表でご説明いたします。

表中の左側が現行、右側が改正後でございます。また、改正箇所にはアンダーラインが引いてございます。

改正後をご覧ください。第2条対象事業で企業版ふるさと納税を受けるために「未来を担うひとづくり事業」の次に「長野原町拠点整備プロジェクトまち・ひと・しごと創生推進計画関連事業及び長野原町まち・ひと・しごと創生推進計画関連事業」を加えるものでございます。

1ページにお戻りください。

附則として本条例は公布の日から施行させていただきたくお願い申し上げます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第6号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第14、議案第7号 長野原町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第7号 長野原町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正点は、令和5年4月より、子ども福祉医療制度の支給対象者について18歳の年度末まで拡大するための改正でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（本田昌也君） それでは、議案第7号 長野原町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、先ほど町長より申し上げましたとおり、令和5年4月より子ども福祉医療制度の支給対象者につきまして、18歳の年度末まで拡大をするための改正でございます。

それでは、新旧対照表をご覧くださいと思います。

資料の左側が現行で、右側が改正後となっております。

それでは、左側の第3条第1項でございますが、15歳とあるのを18歳と改正するものでございます。

1枚お戻りをいただきまして、附則でございますが、この条例は令和5年4月1日から施行するとしてございます。

以上、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第7号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第15、議案第8号 長野原町立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第8号 長野原町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、長野原町東西中学校の統合に伴い、本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（萩原喜隆君） 議案第8号 長野原町立学校設置条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

今回の条例制定につきましては、先ほどの町長の提案のとおり、来年4月に東中学校と西中学校が統合し、長野原中学校として開校することに伴い本条例制定をお願いするものでございます。

1枚目をおめくりください。

こちらが条文でございます。

裏面をご覧ください。

新旧対照表でございます。

統合後の町内の小中学校及びこども園の設置は右側改正後の別表のようになります。

1ページにお戻りください。

附則として本条例は令和5年4月1日から施行させていただきたく、お願い申し上げます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第8号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第9号～議案第16号の一括上程、説明

○議長（黒岩 巧君） 日程第16、議案第9号より、日程第23、議案第16号までは、令和4年度の一般会計及び各特別会計の補正予算であります。

本日のところは一括上程し、議案の提案説明にとどめ、議案調査に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、町長の提案説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第9号 令和4年度長野原町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,840万8,000円を

追加し、歳入歳出の予算の総額を、それぞれ46億7,088万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第10号 令和4年度長野原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ771万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億3,857万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第11号 令和4年度長野原町へき地診療所特別会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ306万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ9,974万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第12号 令和4年度 長野原町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ156万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億1,734万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続いて、議案第13号 令和4年度長野原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ321万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億349万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第14号 令和4年度長野原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ236万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億3,492万2,000円とするものでございます。

加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ8,223万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第15号 令和4年度長野原町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ108万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ7億200万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

最後に、議案第16号 令和4年度長野原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ126万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ9,814万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（黒岩 巧君） 提案説明が終了しました。

---

#### ◎散会について

○議長（黒岩 巧君） 本日はこれにて散会とし、次回は15日でございます。

14日まで休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、さよう決しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（黒岩 巧君） 以上をもちまして、散会といたします。

ご協力ありがとうございました。

散会 午後 1時42分

第 4 回 定 例 町 議 会

( 第 2 号 )

## 令和4年12月第4回長野原町議会定例会

### 議事日程(第2号)

令和4年12月15日(木曜日)午前10時開議

開議の宣告

議事日程の報告

#### 第1 諸報告

追加第2 発委第1号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出について

第3 議案第9号 令和4年度長野原町一般会計補正予算(第7号)について

第4 議案第10号 令和4年度長野原町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

第5 議案第11号 令和4年度長野原町へき地診療所特別会計補正予算(第2号)について

第6 議案第12号 令和4年度長野原町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について

第7 議案第13号 令和4年度長野原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について

第8 議案第14号 令和4年度長野原町公共下水道業特別会計補正予算(第2号)について

第9 議案第15号 令和4年度長野原町介護保険特別会計補正予算(第3号)について

第10 議案第16号 令和4年度長野原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

第11 委員会の閉会中の継続審査、調査の申出について

第12 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（8名）

1番	梶野寛丈君	3番	星河明彦君
5番	富澤重男君	6番	入澤信夫君
7番	黒岩巧君	8番	浅沼克行君
9番	牧山明君	10番	大羽賀進君

欠席議員（2名）

2番	浅井直輝君	4番	萩原宗仁君
----	-------	----	-------

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	萩原睦男君	教育長	小林敦子君
総務課長	唐澤正人君	未来ビジョン推進課長	佐藤忍君
町民生活課長	本田昌也君	出納室長	中村剛君
税務課長	土屋猛君	農林課長	佐藤信利君
建設課長	矢野今朝治君	上下水道課長	篠原博信君
教育課長	萩原喜雄君		

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	野村義	書記	高橋里香
------	-----	----	------

開議 午前10時00分

◎議長挨拶

○議長（黒岩 巧君） 皆さん、おはようございます。ご多忙のところ大変ご苦労さまでございます。

本議会定例会の開催に当たり、2番、浅井直輝君及び4番、萩原宗仁君より、会議規則第2条の規定に基づく欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

さて、残すところ3位決定戦と決勝戦となったサッカーの世界カップですが、日本代表が目標のベスト8には残念ながら届きませんでしたが、その戦いぶりは世界に大きな衝撃を与え、コロナ禍で明るいニュースが少ない国内には勇気と感動をもたらしてくれました。

新型コロナは第8波に突入し、国内、県内はもとより町内でも感染者が増えているようです。寒さも厳しさを増す中、これまでどおりしっかりと感染予防対策を励行し、体調管理に気を配り、議会活動には新しい生活様式などに基づく取組を心がけていただきたいと思います。

それでは、本会議を始めたいと思います。

定例会最終日となりました。本日は、委員会報告、また初日に提案されました令和4年度一般会計、各特別会計補正予算の内容説明や審議、一般質問等をお世話になるわけでございます。本日で全ての日程が終了できますようご協力をお願いいたします。

---

◎町長挨拶

○議長（黒岩 巧君） それでは、初めに町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

[町長 萩原睦男君 登壇]

○町長（萩原睦男君） 皆さん、おはようございます。議員の皆様におかれましては大変お忙しい中ご出席くださりまして、まことにありがとうございます。

先ほど議長からのご挨拶にありましたように、コロナに関して感染者数も急激に増加をしております。県内の病床使用率も70%を超えてしまいました。当町においても増加傾向にあ

り、いろいろなところに支障を来しておるところでございます。

ただ、だからといって国も行動に制限をかけるという方向性ではなくなってきたように感じます。感染対策もしっかり行った上で我々の活動も維持をしていくというフェーズに入って、どのようにしたら活動を維持してやっていくことができるか、そのあたりをしっかりと考えていきたいというふうに思っております。

こういうフェーズの中で発熱が起きたり、体に異常を来したとき、早めの医療機関の受診、あるいは組織に対する報告というのが非常に重要なポイントになってきているというふうに思います。我々の活動、組織を守るという観点からも、早い段階で休むという勇気を持つことも大切だろうというふうに思います。これから本当に難しい判断、決断を強いられることも多々あるかと思っておりますけれども、議員の皆様にもご理解・ご協力を賜りますことを心からお願い申し上げます。

本日は4名の方から質問をお受けする予定でございますけれども、後ほどご指導賜りますことを重ねてお願い申し上げ、挨拶に代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎開議の宣告

○議長（黒岩 巧君） ただいまの出席議員は8名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（黒岩 巧君） 本日の議事日程は配付のとおりとなっておりますが、ただいま総務文教常任委員長より発委第1号が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、順序を変更した上で、追加日程第2、発委第1号として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

発委第1号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程につきましては配付のとおりとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

### ◎諸報告

○議長（黒岩 巧君） 日程第1、諸報告は、付託請願・陳情の委員会報告であります。初日に付託した6件です。

初めに、総務文教常任委員会の報告を求めます。

委員長、富澤重男君。

〔総務文教常任委員長 富澤重男君 登壇〕

○総務文教常任委員長（富澤重男君） おはようございます。

議長の指名をいただきましたので、総務文教常任委員会において付託された請願・陳情等について審査した結果を報告いたします。

### 記

1. 委員会開催日 令和4年12月6日（火）午後1時55分 開会

長野原町役場 委員会室

2. 出席者 ご覧いただきたいと思います。

3. 審査結果

(1) 受理番号14号 長野原町消防団第9分団詰所公共下水道接続工事についての陳情  
林区長 篠原太一

採択（50%補助）

(2) 受理番号15号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書

群馬県医療労働組合連合会 執行委員長 出浦匠人

採択（意見書の提出）

(3) 受理番号20号 通学路自転車ナビマーク設置について

大津区長 富澤正男

採択（関係機関へ要望）

（４）その他

１）委員会の閉会中の継続審査、調査の申出について  
議長へ申し出ることとした。

２）その他

特になし

４．閉 会（午後２時30分）

以上、朗読をもって報告といたします。

○議長（黒岩 巧君） 総務文教常任委員長の報告が終了しました。

特に質問がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

付託陳情３件、採択３件、その他であります。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

委員長の報告のとおり決しました。

以上で総務文教常任委員会の報告を終結します。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

委員長、入澤信夫君。

〔産業建設常任委員長 入澤信夫君 登壇〕

○産業建設常任委員長（入澤信夫君） 議長の指名をいただきましたので、産業建設常任委員会に付託された陳情等について審査した結果を報告いたします。

１．委員会開催日 令和４年12月6日（火）午後１時53分

長野原町役場 小会議室

２．出席者 ご覧いただきたいと思います。

３．審査事項 付託陳情３件、その他

４．審査結果

（１）受理番号16号 町道拡幅についての陳情

応桑区長 加部正昭

北軽井沢区長 上谷川憲一

一部採択（国道出入口側の狭隘部は採択、J A予冷库前は不採  
択）

(2) 受理番号17号 溝蓋設置の陳情について

応桑区長 加部正昭

採択（年次計画で対応）

(3) 受理番号18号 町道6-27号線J R大津駅近辺の擁壁等の整備工事について

大津区長 富澤正男

不採択

#### 5. その他

1) 委員会の閉会中の継続審査、調査の中出について

議長へ申し出ることにした。

2) その他

特になし

#### 6. 閉 会（午後2時32分）

以上、朗読をもって報告といたします。

○議長（黒岩 巧君） 産業建設常任委員長の報告が終了しました。

特に質問がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

付託陳情3件、採択1件、一部採択1件、不採択1件、その他であります。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

委員長の報告のとおり決しました。

以上で産業建設常任会の報告を終結します。

◎発委第1号の上程、説明、採決

○議長（黒岩 巧君） 追加日程第2、発委第1号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出についてを議題とします。

初めに、提出者による趣旨説明を求めます。

総務文教常任委員長、富澤重男君。

〔総務文教常任委員長 富澤重男君 登壇〕

○総務文教常任委員長（富澤重男君） 議長の指名をいただきましたので、発委第1号の意見書提出について趣旨説明をさせていただきます。

この意見書は、医療・介護職の人手不足が長年続いている状況を解消するために、以下の項目について国へ意見書を提出するものです。

1. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。

2. 医療や介護現場における「夜勤交代制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。

①労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。

②夜勤交代制労働者の週労働時間を短縮すること。

③介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。

提出先については、添付資料下段に記載の関係機関となります。

以上、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（黒岩 巧君） 本案は、委員会審査の結果により提出され、委員会報告も了承されておりますので、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

発委第1号は原案のとおり関係機関へ提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、さよう決しました。

◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第3、議案第9号 令和4年度長野原町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

本案は初日に上程し、提案説明まで終了しています。順次、担当課長より内容説明を求めます。

初めに、総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 議案第9号 令和4年度長野原町一般会計補正予算（第7号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ4,840万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ46億7,088万7,000円とするものでございます。

1枚返していただき、1ページをご覧いただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入でございますが、11款1項地方交付税では4,567万5,000円の追加。

15款国庫支出金では、1項国庫負担金で455万円の追加。

16款県支出金では、1項県負担金から3項委託金まで合わせまして9万5,000円の追加。

18款1項寄附金で、2,500万円の追加。

21款諸収入、5項雑入で、1万2,000円の減額。

22款1項町債で、2,690万円の減額でございます。

合計で4,840万8,000円の増額でございます。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。

歳出でございます。

1款1項議会費では、79万1,000円の追加。

2款総務費では、1項総務管理費から4項選挙費まで合わせまして2,607万8,000円の追加。

3款民生費では、10項社会福祉費で1,021万8,000円の追加。

4款衛生費では、1項保健衛生費で43万4,000円の追加。

6款農林水産業費では、1項農業費と2項林業費を合わせまして361万9,000円の追加。

7款1項商工費では、16万1,000円の追加。

8款土木費では1項土木管理費から5項都市計画費まで合わせまして173万7,000円の追加。

9款1項消防費では、4万5,000円の追加。

10款教育費では、1項教育総務費から3ページの6項保健体育費を合わせまして532万5,000円の追加。

合計で4,840万8,000円の増額でございます。

4ページをご覧いただきたいと思います。

第2表の地方債の補正でございます。追加と変更でございます。

追加では、起債目的でスクールバス事業で750万円、変更につきましては、起債目的の財産管理費で3,500万円を2,750万円に変更で、学校等維持補修事業では2,700万円をゼロ円に変更でございます。急傾斜地の崩壊対策事業では500万円から510万円に変更でございます。

次に、7ページをご覧いただきたいと思います。

事項別明細書の2、歳入でございます。

11款1項1目地方交付税で、普通交付税で4,567万5,000円の追加。

15款国庫支出金では、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金で番号制度国庫負担金455万円の追加。

16款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金の保険基盤安定負担金で59万1,000円の減額でございます。2項の県補助金、4目農林水産業費県補助金で、群馬県特養林産物生産活力事業の補助金等で57万8,000円の減額でございます。

8ページをご覧いただきたいと思います。

3項の委託金、1目総務費委託金では、県議会議員選挙委託で126万4,000円の追加。

18款1項の寄附金、3目ふるさと応援寄附金でふるさと応援寄附金2,500万円の追加。

21款諸収入、5項5目雑入の生命保険取扱費で1万2,000円の減額でございます。

9ページのほうに移りまして、22款1項町債、3目過疎対策事業債で2,700万円の減額、4目緊急自然災害防止対策事業債で10万円の追加でございます。

10ページをご覧いただきたいと思います。

事項別明細書の3、歳出は、議会事務局長より説明をお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、議会事務局長。

○議会事務局長（野村一義君） 10ページ、3、歳出をご覧ください。

1款1項1目議会費では79万1,000円の追加補正をお願いするものでございます。

説明欄をご覧ください。

議会運営・管理事業における2節一般職給から18節退職手当組合負担金につきましては、人事院勧告及び視察関係費によるものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 2款総務費、1項総務管理費、1日一般管理費では220万3,000円の追加でございます。説明欄の一般管理事業3節では、特別職と人事院勧告、人事異動に伴う減額でございます。10節の光熱水費では、庁舎と企業で価格高騰による不足により増額でございます。

2日の広報費では36万円の追加でございます。説明欄、広報事業で長野原町ハンドブックの作成で、11ページにかけまして製作ページの増額でございます。また、印刷製本費から委託費に振り替えて実施のほうをするものでございます。

あと、5目の財産管理費でございます。こちらにつきましては990万円の減額でございます。説明欄の財産管理事業では、旧公民館の解体工事確定に伴う減額でございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、未来ビジョン推進課長。

○未来ビジョン推進課長（佐藤 忍君） 続きまして、6目企画費では17万4,000円の追加をお願いするものでございます。説明をご覧ください。企画一般管理では、2節一般職給から4節共済費まで人事院勧告に伴う給料表改正及び勤勉手当支給率の改定等によるものでございます。

続きまして、9目ダム対策費では51万9,000円の追加をお願いするものでございます。説明をご覧ください。ハッ場ダム生活再建・地域振興対策事業では、2節一般職給から18節退職手当組合負担金まで人事院勧告に伴う給料表改正及び勤勉手当支給率の改定並びに扶養者の増員等によるものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 17目情報化対策費では、補正額はありますが、通信格差対策事業で、説明欄で諸委託料の不足によりまして原材料費と委託料を振り替えるものでございます。

18目ふるさと応援基金費では2,500万円の追加でございます。説明欄のふるさと応援基金費につきましては、7節報償費の感謝券の換金費用の不足で100万円の追加でございます。

12節ではふるさと応援基金の増額に伴い、12節のシステム運営の委託料の不足で573万円の増額、24節の積立金では、寄附金額の2分の1を増額するものでございます。

12ページにかけて補正額を記載しております。よろしくお願いたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、税務課長。

○税務課長（土屋 猛君） 続きまして、2項徴税费についてご説明いたします。

1日税務総務費では115万円の追加補正をお願いするもので、説明欄をご覧ください。

3節勤勉手当から18節退職手当組合負担金では、人事院勧告に伴う給料表の改定、勤勉手当支給率の改定により15万円の追加をお願いするものでございます。22節償還金では過年度分の歳出還付金に不足が生じたため100万円の追加をお願いするものであります。

2日賦課徴収費では50万円の追加補正をお願いするもので、説明欄をご覧ください。

11節手数料では収納手数料に不足が生じたため、50万円の追加をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、町民生活課長。

○町民生活課長（本田昌也君） 続きまして、3項1日戸籍住民基本台帳費では、補正額479万9,000円の追加補正で、次のページにかけまして、2節、3節、4節及び18節は人事院勧告及び率改定によるもので、7節の報償費では、1月以降にマイナンバーカードを取得された方に対しましてクオカード5,000円分を交付するもので、5,000円掛ける750人分といたしまして375万円の追加を、11節役務費では、マイナンバーカードの簡易書留郵送料といたしまして30万円の追加を補正を、また説明欄の番号カード普及促進事業第2弾では、時間外手当といたしまして50万円の追加補正をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 13ページの2款総務費、4項選挙費、5日県議会議員選挙費で127万3,000円の追加でございます。

説明欄の県議会議員選挙事業では、令和5年4月上旬の選挙対応のため、あと事務執行のため、7節の報償費、10節の需用費、あと11節の役務費の増額でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、町民生活課長。

○町民生活課長（本田昌也君） 続きまして、3款民生費、1項1日社会福祉総務費では65万

8,000円の追加補正で、説明欄の社会福祉総務一般では30万7,000円の追加でございます。次のページにかけまして人事院勧告及び率改定等によるものでございます。

また、福祉医療費給付事業では35万1,000円の追加で、福祉医療費の年齢拡大に係るシステム改修費及び郵送料といたしまして追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、3日障害者福祉費では874万8,000円の追加補正で、説明欄の障害者自立支援給付事業では859万8,000円の追加です。前年度の額が確定したことによります国庫負担金等の返還金によるもの。地域生活支援事業では15万円の追加で、同じく額が確定したことによります負担金の追加をお願いするものでございます。

続きまして、4日後期高齢者医療費では78万8,000円の減額補正で、特別会計への繰出金の減額によるものでございます。

続きまして、2項3目児童措置費では160万円の追加補正をお願いするもので、こちらは新たに開始をする事業でございまして、中学校への入学準備費用の補助といたしまして1人4万円分の商品券を交付する事業で、4万円掛ける40人といたしまして160万円の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費では50万7,000円の追加補正で、人事院勧告及び率改定によるものでございます。

次に、3目環境衛生費では1万8,000円の追加補正で、電気代の不足によるものでございます。

次に、6目健康増進事業費では4万円の追加補正で、新たに追加で封筒を印刷するための追加補正でございます。

次の9目簡易水道費では13万1,000円の減額補正で、特別会計繰出金の減額によるものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、農林課長。

○農林課長（佐藤信利君） 続きまして、16ページをご覧ください。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費では5万2,000円の追加をお願いするもので、農業委員会活動事業で3節勤勉手当及び4節一般職共済費は人事院勧告による改定等に伴う追加でございます。

2目農業総務費では33万4,000円の追加をお願いするもので、説明欄をご覧いただければと思います。農業総務一般で2節給料から18節負担金まで、やはり人事院勧告による改定等

に伴う追加でございます。

3目農業振興費では33万2,000円の追加をお願いするもので、説明欄をご覧いただきたいと思えます。農業振興事業で18節補助金は、はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業により採択された県単独の補助で、こちらは大根引抜機1台を導入する費用33万2,000円を追加するものでございます。

5目農地費では100万円を追加するもので、説明をご覧いただきたいと思えます。

小規模農村整備事業で14節工事請負費として羽根尾地区J R高架下の水路改修工事において国道145号を道路横断して山んぼのほうに送水をする暗渠配管の管路拡張工事を、当初1本だけ予定をしていたんですが、近隣に同様の場所が2本管路がありまして、そちらのほうの地区から一緒にやってほしいということで要望がありまして、経費縮減、それから工期短縮の面から一括施工ということで100万円の追加をお願いするものでございます。

6目農業集落排水事業費については321万3,000円を追加するもので、説明欄をご覧いただきたいと思えます。

農業集落排水事業では、特別会計への繰出金で321万3,000円の追加でございます。

続きまして、17ページをご覧ください。

2項林業費、1目林業総務費では131万2,000円を減額するもので、説明をご覧いただきたいと思えます。

林業総務一般では、18節補助金として、国庫補助による特養林産生産資材高騰対策事業の要望にヒートポンプ1台を導入する費用80万円を追加するものでございます。

次に、森林整備担い手対策事業として、18節補助金で町内在住者2名が林業事業体に新規雇用されたことにより、福利厚生の実費の補助として28万8,000円を追加するものでございます。

次に、特養林産物活力アップ事業として施設整備の補助申請をしておりましたが、不採択となりましたので、240万円を減額するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、未来ビジョン推進課長。

○未来ビジョン推進課長（佐藤 忍君） 続きまして、7款1項商工費、1目商工総務費では16万1,000円の追加をお願いするものでございます。説明をご覧ください。

商工総務一般では、2節一般職給から18節退職手当組合負担金まで人事院勧告に伴う給料表改正及び勤勉手当支給率の改定等によるものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、建設課長。

○建設課長（矢野今朝治君） それでは、18ページの8款土木費について説明いたします。

1項土木管理費、1目土木総務費では673万8,000円の減額でございます。2節給料から18節負担金、補助及び交付金の退職手当組合負担金では、職員1名の退職による減額が主な要因でございます。

また、そのほかには1名の住所変更による住居手当の増、人事院勧告に伴う給料、勤勉手当、共済費、退職手当組合負担金の増もございますが、合計では減額でございます。

次に、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費では10万6,000円の追加をお願いするものでございます。18節負担金の急傾斜地崩壊対策事業受益者負担金では、令和元年度から群馬県に対策工事を依頼しまして、土砂防止柵を設置してまいりました。町は県の工事費の10%を負担しており、事業費が確定しましたので追加をお願いするものでございます。

なお、この事業につきましては今年度が最終年度でございまして、大字大津地内の中央小学校と中央こども園の裏山対策事業が完了となる予定でございます。

また、この事業には地方債を充当することが可能ですので、特定財源内に地方債10万円の追加を計上させていただいております。

19ページをご覧ください。

3項住宅費、1目住宅管理費では600万円の追加をお願いするものでございます。10節の修繕料でございますが、長期入居者が退去しました関係で修繕料に不足が生じる見込みでございます。また、冬期には水道凍結補修などもございますので、こちらを見込みまして追加をお願いするものでございます。

次に、5項都市計画費、2目公共下水道費では、特別会計予算への繰出金236万9,000円の追加をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 9款1項消防費、2目非常備消防総務費では4万5,000円の追加でございます。説明欄をご覧くださいと思います。

非常備消防総務事業では、3節と4節で人事院勧告等に伴う職員1名の人件費の増額でございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、教育課長。

○教育課長（萩原喜隆君） 続きまして、20ページをご覧ください。

10款1項2目では39万2,000円の追加をお願いするものでございます。説明をご覧ください。

事務局総務一般では、2節から18節まで人事院勧告に伴う職員及び特別職の人件費の追加でございます。

続きまして、2項1目では190万円の追加でございます。説明欄をご覧ください。

中央小学校、応桑小学校、北軽井沢小学校の各管理事業で電気料の高騰により10節を追加するものでございます。

21ページをご覧ください。

3項1目では130万円の追加をお願いするものでございます。説明欄をご覧ください。

東中学校、西中学校の各管理事業で電気料の高騰により10節を追加するものでございます。

続きまして、4項1目では153万2,000円の追加でございます。説明欄をご覧ください。

こども園管理事業では、2節から18節まで人事院勧告に伴う職員人件費の追加と中央こども園、応桑こども園の各管理事業で、電気料の高騰により10節を追加するものでございます。

22ページをご覧ください。

5項1目では32万7,000円の追加でございます。説明欄をご覧ください。社会教育総務一般では人事院勧告に伴う職員人件費につきまして2節と3節及び18節で追加を、4節で等級変更による共済費の減額をお願いするものでございます。

続きまして、3目では21万8,000円の減額でございます。説明欄をご覧ください。

緊急遺跡発掘調査事業では、作成する報告書について予定していたページ数が増加したことに伴う10節の追加と12節及び13節で事業実績による減額でございます。

続きまして、6項3目では9万2,000円の追加でございます。説明欄をご覧ください。

学校給食事業では、3節及び4節で人事院勧告に伴う追加をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（黒岩 巧君） 最後に、総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 次に、給与費明細書でございます。23ページをご覧いただきたいと思っております。

特別職の比較欄の合計では、副町長期末手当の減額で106万5,000円の減額でございます。

25ページに移りまして、一般職の総括のア、会計年度任用職員以外の職員でございます。

上段の表では人事異動に伴う給料の減額と人事院勧告に伴う勤勉手当増額等、比較欄の合計といたしまして218万5,000円の減額でございます。下の表につきましては職員手当の内訳となっておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

26ページをご覧いただきたいと思ひます。

会計年度任用職員でございまして、上段の表では職員数1名増加でございまして。

また、27ページにつきましては、会計年度任用職員以外の給料及び職員手当の増額額の現状でございまして。

28ページ、29ページにつきましては、給料及び職員手当の状況でございまして。後ほどご覧いただきたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（黒岩 巧君） 内容説明が終了しましたので、質疑を行います。

なお、質疑を行う箇所が多数ある場合、一度に質疑を行う箇所を3か所以内に分けて質問されますよう議員各位のご協力をお願いいたします。

9番、牧山明君。

○9番（牧山 明君） 11ページから12ページにかかってある、総務管理費のうちのふるさと応援基金費に関連して、今回の補正の中で一番金額が大きいものと思ひますが、今、最終的にふるさと応援基金費に積み立てられるのが2,500万の補助に対して1,250万が積み立てに回るということになって、あと1,250万が返礼品等いろいろな経費にかかっていくというふうにおもわれるんですが、返礼品の金額の割合は今どうなっているのかと、このところ長野原町がいろいろリストとして挙げている返礼品の中で人気というか、どういふものが多く希望されて返礼品として使われているのか、その辺の説明をお願いします。

それと、もう1点なんですが、22ページの文化財保護費なんですが、この遺跡はどこの遺跡になるのか、その説明をお願いします。

○議長（黒岩 巧君） 総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 牧山議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、返礼品の割合については3割でございまして。

返礼品の一番多いものにつきましては、まずはゴルフ場の利用券、次に感謝券が主な2つでございまして。

よろしくお願ひいたします。

○議長（黒岩 巧君） 教育課長。

○教育課長（萩原喜隆君） 牧山議員の質問にお答えいたします。

緊急遺跡発掘調査事業につきましては、民間開発によるものでございまして、場所につきましては、申し訳ございません、今私の手元にはございませんので、後ほどご回答させていただきます。

○議長（黒岩 巧君） ほかにございますか。

5番、富澤重男君。

○5番（富澤重男君） 14ページでございます。先ほど、令和5年4月1日以降実施される福祉医療費の関係で、先ほど補正が35万1,000円ということで事前準備に入っているんだと思うんですけども、1日以降、16歳から19歳未満の方の来年の該当する概算の人数で結構です、何名ぐらいが増えてくるのかお願いいたします。それが1点。

それと、20ページ以降で、学校関係で光熱水費の増加が3機関合わせまして370万ほど補正が組まれております。これは特殊な要因なもので、県とか国からの交付金が当てにならないかどうか、全部一般財源と書いてあるんですけども、その辺の助成はあるのかなのかお聞かせいただけます。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） 町民生活課長。

○町民生活課長（本田昌也君） では、富澤議員の1点目のご質問でございます。来年度実施予定の子供の福祉医療費の概算の人数というところでございますが、今はじいているところなんですけれども、おおよそ300人程度というところになっております。よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（黒岩 巧君） 教育課長。

○教育課長（萩原喜隆君） 富澤議員の質問にお答えいたします。

小中学校、こども園の光熱水費につきましては、上半期の状況と今後の推移を計算しまして今回補正予算を上げさせていただいておりますけれども、これが国庫が使えるかどうかというところでございますけれども、地方創生臨時特例交付金で今回、光熱水費、それから燃料費の高騰という事業がございます。このあたりにつきまして担当部局と調整しまして、現在のところ一般財源で計上させていただいておりますけれども、町全体の状況を見まして、そちらのほうが該当になるようでしたら、当然申請していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（黒岩 巧君） ほかにございますか。

8番、浅沼克行君。

○8番（浅沼克行君） ふるさと応援寄附金についてお伺いします。

2,500万という金額が補正ということで寄附されているわけなんですけれども、この2,500万は何人程度の人の寄附なのかお伺いします。

それと、ここのところ寄附金がかなり増えてきていると思うんですけれども、これはやはり町の努力等もちろんあることは認めるんですけれども、過去5年間ぐらいのものについて、どのくらいの増加になっているのか、その推移についてお伺いしたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○議長（黒岩 巧君） 総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 浅沼議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回の2,500万円の関係は、自動販売機を設置したもの、そちらのほうで約3,000万円ほど、こちら7月10日から開始をしまして11月末までということございまして、そちらのほうの増額が主でございます。

あと、2つ目の過去5年間の推移、ちょっと手元に資料がありませんので、こちらは後でご用意してお配りさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（黒岩 巧君） 8番、浅沼君。

○8番（浅沼克行君） やはり2,500万増えている。自販機が中心だということなんですけれども、こういった基金の種類といいますか、そういったものを今後いろいろまた工夫していただいて、寄附金が増えるような方向でいってもらいたいと思います。ふるさと応援基金については日本全国でやっていて、かなり注目度も高いと思うんですよね。ですから長野原町だけにしかできないようなもの、そういったものができると、ほかの町村でもまねといったこともあると思うんですけれども、できるだけそういった新しいものについても挑戦していただき、工夫していってもらいたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○議長（黒岩 巧君） 総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 大変貴重なご意見ありがとうございます。私たちとしても工夫をして、地産地消ができる返礼品を考えて進めていきたいと考えておりますので、今後もよろしくお願ひいたします。

○議長（黒岩 巧君） ほかにございますか。

10番、大羽賀進君。

○10番（大羽賀 進君） 最近ちょっと難聴ぎみでね。説明いろいろ聞いて、ちょっと分からないところあったんで、もう一度詳細に説明をお願いしたいんですけども、11ページの町ガイドブック作成業務委託、町ガイドブックというのはどういうものなのか詳細に説明をお願いいたします。

それから、17ページの林業費の中に、特用林産生産資材高騰対策事業補助金が80万、特用林産生産資材について詳細に説明をお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 大羽賀議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、町のガイドブックなんですけれども、以前、星河議員のほうからご質問があったかと思うんですけども、ライフサイクルですか、そういった補助金の関係です。子供が生まれてから高齢になるまでの間の補助金、町からの補助金の詳細についての内容、あとは各課の業務からのお知らせ、情報を詳細に書いたものを今1冊の本にしています。

また、こちらつなカンのミーティングの中で出てきた意見でもありますので、その中で各10地区の紹介もしていただきたいということで、そちらの区の紹介も含めて1冊の本にして毎戸にお配りしたいと考えております。

こちらなんですけれども、当初50ページほどを予定していたんですけども、プロポーザルをして業者と打ち合わせの中で66ページほどになりまして、そちらのほうを1冊に今編集をさせていただいているところでございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 農林課長。

○農林課長（佐藤信利君） 大羽賀議員のご質問にお答えさせていただきます。

すみません、ちょっと質問をもう一度確認をさせていただければと思うんですけども、特用林産生産資材高騰対策事業補助金80万でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○農林課長（佐藤信利君） こちらのほうは、きのこを栽培している業者になるんですが、こちらのほうでそういった補助事業がありまして、そちらのほうが国の事業になりまして、物としてはヒートポンプということで暖房の機械というような形で要望がありました。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） ほかにございますか。

3番、星河明彦君。

○3番（星河明彦君） 2点ほどお伺いします。

まず、11ページ、公民館の解体工事でマイナス990万さがってます、これもう少し詳しく内容説明をお願いしたいと思います。

それともう1点、20ページ、教育総務費で財源が地方債から一般財源に変わっていますけれども、これの内容のご説明をお願いします。

○議長（黒岩 巧君） 総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 星河議員のご質問にお答えさせていただきます。

財産管理費の旧公民館の解体工事なんですけれども、当初、足場の数量、また仮囲いとか、あと解体のコンクリートのボリューム等、設計の中で算出していたんですけれども、現場の最後の状況、数量の確認をした結果、足場の数量の減額、あと仮囲いの減額、あと軽量コンクリートの数量の減額に伴って解体費用が減額となりました。

以上でございます。

○議長（黒岩 巧君） 教育課長。

○教育課長（萩原喜隆君） 星河議員のご質問にお答えいたします。

地方債1,950万円が一般財源に振り替わっているということでございますけれども、こちらにつきましては年度当初に過疎対策事業債において学校の営繕工事、夏休み中の工事を実施する予定でおりました。その後、県の市町村課と協議した結果、通常の営繕工事は過疎対策事業債の該当にならないということで一般財源のほうに振り替えさせていただきました。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） 3番、星河君。

○3番（星河明彦君） まず、解体事業のほうなんですけど、総額幾らだったんですか、当初は。そのうちの何割ぐらいこれで減っているのか。当初、この解体工事で幾らぐらいを見積りで見っていたのか、教えてください。

それと、過疎対策が使えると思ったけれども、使えなかったということでもよろしいんですかね。

じゃあ、その総額の金額を教えてください。

○議長（黒岩 巧君） 総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 星河議員のご質問にお答えいたします。

当初は3,500万円ほどの設計書でございました。そこから現地を精査した結果、最終的な契約は2,750万ということで減額となりました。よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 3番、星河君。

○3番（星河明彦君） しつこいようで申し訳ないんですけども、以前は解体のときに見積りよりも多くなっていましたね。そのときに基準をつくるとおっしゃったんですね、何パーセント以上振れたらどういう処置をとっていくと、極端な話ですよ。当初の見積りよりも受注決定してから倍の金額が出てきた、そうしたら、当然その業者は次の指名のときに極端な話、外すだとか、そういったルールをつくるというふうにおっしゃっていたと思うんですけども、今回はこれ下振れですね。そうすると安くなるのはいいことなんですけれども、精度はどうかという話になってくると思うんです、当初の精度。3,500万のうちの900万ですよ、結構な金額の割合になると思うんですけども、その辺の当初の精査が甘いんじゃないんですかというふうに思います。

先ほど言った、当初の金額よりも上下に振れた場合のルールというか、基準というか、その辺決まっていたら教えていただきたいのが1つ。

それから、先ほどの過疎債、使えなかったと。これ、もうちょっときちんと勉強すべきだと思うんです。ほかは大丈夫ですか。ほかにもそういう事例が後から出てくるんじゃないですか。そういったところはきちんと課長さんがプロフェッショナルになって、よく読み込んで対応していかないとと思うんですが、水平展開をどのようにされているのか。

以上2点、お伺いしたいと思います。

○議長（黒岩 巧君） 総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 星河議員のご質問にお答えいたします。

当初3,500万という数字は、解体の設計をしていただいたのと、あとは地元業者に見積りを取って設計書というのを作らせていただいて、当初予算に計上させていただきました。その後、私のほうで再度設計書を見直しましたら、数量が過大に多かったということに気づきまして、入札するまでにそれは訂正をさせていただいて、再度見積りを取って、業者を指名しまして入札をいたしました。その結果、2,200万円ほどで落札をしていただいたんですけども、その中で、最終的に現地の数量の確認とか、こちらからの追加工事を含めまして2,750万円という形で変更契約をさせていただきました。

当初予算と今回の減額については、再度発注するまでに数量を確認して誤差があったということで訂正させていただいた結果でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（黒岩 巧君） 教育課長。

○教育課長（萩原喜隆君） 星河議員のご質問にお答えいたします。

当初見込みが甘かったんじゃないかというお話でございます。この事業でございますけれども、昨年度から長野原町は過疎指定を受けまして、町内でもいろんな事業に財源が充当できるということで、年度当初から学校のほうでも修繕工事については充てられるのではないかとということで上げてはきたんですけれども、国のほう、県市町村課の指導としては、機能強化を図る施設改修ということで、通常の修繕、どこどこが壊れたから直すというものではだめで、例えば照明器具であればLEDにしてコストを下げるですとか、そういった機能を強化するものであれば該当になるという指導が入りまして、我々も条項を読むですとか、事前にそのあたりを確認して上げるべきだったと思います。財政担当課と事前にしっかり調整しながら今後対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（黒岩 巧君） ほかにございますか。

10番、大羽賀進君。

○10番（大羽賀 進君） 1点だけお伺いいたします。15ページ児童措置費160万円の補正がありますけれども、来年度入学される中学生の制服8万円の中の半分を補助しようということでここに載っかっているわけですが、これを決めるにあたって、どのような基準で半額と決めておられるのか。他町村でそうしているから、だからうちもそうしようとか、いろいろあると思いますけれども、その基準をどういうふうにやっているのからちょっとお伺いします。なければいいです。

○議長（黒岩 巧君） 教育長。

○教育長（小林敦子君） 大羽賀議員の質問に答えさせていただきます。

まず、制服を基準と考えておりました。制服が3万4,000円程度で上下でできるということで、そのときは大体半分ということで、2万円なら十分かなということでした。そして、そのほかにジャージですとか、それからウィンドブレーカーですとか、かばんですとか、かばんも今タブレットを入れて持って帰るようなものであって、軽くて、肩とか十分安全を期しているということで、全部総額にしてみますと8万円程度ということで、基準が半分ということであったんですね、ですから4万円ということは、その半分ということで基準を崩さずやっていたということなんです。

それで、他町村も、東吾妻町、嬭恋、草津等々が実質そういった形を実施しております。中之条のほうは人数もたくさんいて、その補助というのはやれないと。吾妻町はたくさん8万円とかということでやっていたけれども、それはとても負担感が多かったという行政のほうの考えです。嬭恋さんは4万円、草津は半分で、その1回だけということで3万円だ

ったでしょうか、そんな形で、ほかの近隣の町とも金額をとって少し、そこがどうだというんじゃないんですけれども、基準は長野原町で設定した準備品ということでお願いします。それで現金ですと、ほかの市町村にお金が散ってしまいますので、商品券という形で、長野原町の業者が2軒ありますので、ホソカワさんとイチカワさんのほうでご購入いただくという形で、そこにも基準を設けてまいりました。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 10番、大羽賀君。

○10番（大羽賀 進君） 教育長、ありがとうございます。納得いったわけですがけれども、何かと子育てをされている議員さんは梶野さんだけかな。そのほか課長さんの中にもいると思うんですけれども、春先というのは、私も経験がありますけれども、本当にお金のかかる春なんです。とにかく人学ばっかり、高校生あたりになると高校を卒業して専門学校に行きますと、いきなり100万円取られるとか、非常に大変な時期で、4万円の補助、半額の補助、非常にありがたいことなんですけれども、今日、私も町長に一般質問ということでしますけれども、要するに、子供はもうそんなに要らない、もう1人でたくさんだという人が増える理由なんです。とにかくお金がかかり過ぎる、家を1軒建てるぐらいのお金かかるんですよ、子供を育てていくって。

そういったことを頭の中に入れて、ほかの町はこうやっているけれども、町に合わせるんじゃないくて、長野原町としてはどうしたらいいのか、1人の子供ならそんなにはかかりません。2人、3人でいったら、それも年子なんていったらもう地獄の思いですよ。そういうご家庭もおられると思います。今回はあれですけれども、そういうところを頭に入れながら補助の基準というものを町でやっていただければありがたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 町民生活課長。

○町民生活課長（本田昌也君） 大羽賀議員のご指摘、大変ありがとうございます。

町としても、今後またいろいろな対策を考えていきたいと思っておりますので、その際にはご支援・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（黒岩 巧君） 10番、大羽賀君。

○10番（大羽賀 進君） 信頼している本田課長、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） 8番、浅沼克行君。

○8番（浅沼克行君） 管理費の光熱水費についてお伺いします。

一般管理費の中で光熱水費400万というものが記入されています。これについては、やはり燃料価格の高騰といったことで当然のことだと思います。学校の管理費の中でも全の園学校で光熱水費ということで計上されています。これ、また来年といいますか、令和5年度の予算の中でもかなりウエートを今後占めていくかなという気がしています。

それとともに、燃料費だけでなく、食費の値上げもかなり大きいものがあると思っていますよね。学校の中の管理費を見ますと、食費といったものはここの中に入っていないと思うんだけど、その点については大丈夫なのかなという気がしています。やはりこの値下げによって子供に対する栄養等が少なくなるといったことにはならないと思っています。当然、それ相当の値上げ分についての補正がこの中に入っていないような気がするんですけども、必要かなということを思っているんですよね。その点について、今後の見通しについてはどうということなのかお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 教育課長。

○教育課長（萩原喜隆君） 浅沼議員の質問にお答えいたします。

食料費につきましては、9月の補正予算で小中学校につきまして200万円、それからこども園につきましては、それぞれのこども園に50万円ずつの100万円ということで300万円食料費を計上させていただいております。お認めいただきました。

それにつきましては、地方創生の特例交付金をあてがう予定で現在のところ進めておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（黒岩 巧君） 8番、浅沼克行君。

○8番（浅沼克行君） 9月時点はもちろんそういったことであれなんですけれども、それ以降の食品の値上がりというものもかなり大きいものがあると思っています。そして来年度にはまた早々何千品目かが値上げになるというようなことを言われています。そういう中で、必要不可欠なものかなという気が私していますから、今後のそういったことに対しまして、子供たちに影響がないような形で取り組んでいってほしいなと、そのように思っていますが、よろしくお伺いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 教育課長。

○教育課長（萩原喜隆君） 浅沼議員、大変ありがとうございます。9月の時点で計上させていただいたものが3月まで見込んで計上させていただいているわけですがけれども、ただ、その後も食料品、品目によっては値上げされているものがございます。今後の実績を見ながら引き続き不足のないように、子供たちの栄養が偏らないように対応してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 浅沼議員のご質問なんですけれども、一般管理費の電気料の関係なんですけれども、昨年、総務課のほうで業務用の電力と高圧電力について18節あるんですけれども、電力会社4社に見積りを取りまして、4社で入札をさせていただいて、来年の11月末までは同じ単価でいけるということで契約しているんですけれども、ただその中で、やはり燃料費の調整額というのが相当な額が増えております。ただ、昨年と比べて大ホールとか各施設の利用が30日ほど利用が増えていますので、そういうのを加味しまして電気料が増えているということで、今回追加させていただきます。また来年度以降も11月末までは同じ単価でいけるんですけれども、過去の実績等を踏まえて予算のほうを編成させていただきたいと考えております。

また、私たちもなるべく温度設定は節電していきたいと考えておりますので、今後もよろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 8番、浅沼克行君。

○8番（浅沼克行君） そのときそのときの適時の対応といえますか、そういった形で今後も対応してってもらいたいと思いますが、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） ちょっと補足なんですけれども、先ほど総務課長から入札でという話がありましたけれども、当初、担当には2年の契約で行ったことに対して、私はちょっと注意をしたんです。毎年毎年入札をやって競争原理を働かせるべきだというふうに言ったんですけれども、そこは多年契約で行った結果論として、安い状況での契約が続いたがために、今そんなに大きな補正をしなくて済んでいるという状況も議員の皆さんに分かっていただきたいなと思います。

最近の新聞でも書かれていたように、群馬県で約20億円、群馬県にある11市で21億円を補正をしたという新聞記事をご覧になったと思いますけれども、燃料高騰は本当にすごいこと

になっておりますので、そのあたりでこの契約というのはファインプレーだったなど、結果論ですけれどもね。ただ、来年の11月というところがありますけれども、この状況が続いていった場合、来年の11月以降はかなりこの電気代とかは高くなってしまいうところは、ちょっと議員の皆さんには頭の片隅に置いておいていただきたいなと思います。何やってんだとそのときに怒られないように、ちょっとそのあたりは皆さんの片隅に置いておいていただければなと思います。

経緯はそんな経緯で、ですから当町においての電気代というのは、他の町村に比べてこの補正枠というのはかなり低いという感じだというふうに私は認識しております。

よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） ほかにございますか。

6番、入澤信夫君。

○6番（入澤信夫君） 19ページの住宅管理費、これの修繕料が600万とありますけれども、今、町営住宅なんかの空きと、どれくらいの人居の大分空きがあると思うんですけれども、その辺ちょっと教えてもらえますか。

○議長（黒岩 巧君） 建設課長。

○建設課長（矢野今朝治君） 入澤議員のご質問にお答えいたします。

現在、長野原町で管理している町営住宅につきましては148戸ございます。そのうち入居を今募集をかけている戸数が25戸ございます。そのほかに退去してまだ修繕が終わっていない箇所が二十数戸ございますので、現時点では入居数としますと約100戸は入っているという状況でございます。

今回600万円の補正予算を組ませていただきました主な要因としますと、やはり長期に入っていた方が退去しますと、1件でおよそ100万円ぐらい修繕費がかかる場合がございます。今年度に入りまして6月の時点でも当初予定よりも4件ほど退去が多かったんですが、またその後も退去の方が増えてきまして、今年度につきましては全部で19戸が退去という状況、全てではないですが、昨年度から引き続いてで19戸が退去ということで、これまでいただいている予算では不足が発生したということで補正予算を組ませていただいた状況でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 6番、入澤君。

○6番（入澤信夫君） 人口減少なので入居者が減っているとは思いますが、150近く

部屋があって、100戸ぐらいしか利用していないと。入居者が出た後、全部修繕しておかないと困るわけですか。例えば出っ放しにしておいて、取りあえずまだ50ぐらい空いているから、10か20ぐらい予備として部屋を直しておくとか、そういうことは考えられないんですか。

○議長（黒岩 巧君） 建設課長。

○建設課長（矢野今朝治君） 町営住宅、こちら公営住宅法の規定に基づきまして、国の補助をいただいて建てたものと、あと町有住宅ということで、これまで町で人口増につなげるために建ててきた住宅という分かれがございます。

公営住宅法で整備されたものが、先ほどの内数でいきますと122戸ございます。町有住宅でいきますと25戸なんですけど、実際には退去があればすぐに補修をかけ、なるべく短期に次の入居を促進するというのが公営住宅法の規定に載っておりますので、そちらは順次対応してきているところでございます。ただ、町営住宅、空いてはいるんですが、なかなか公営住宅法となりますと収入の基準があったりして、中込みをされても、その時点で入居の基準に合わなくて諦めていただく方もいらっしゃるしておりますので、その辺、また今後は国や県とも相談しながら、何かいい方法がないか探っていきたいというふうには考えておるんですが、現時点では、退去があればすぐに修繕をして次の入居を確保するという状況になっておりますので、そちらのほうは対応させていただいているところでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（黒岩 巧君） 6番、入澤君。

○6番（入澤信夫君） 大分空いているみたいなんですけれども、入居するときの所得制限とか、そういうのを上げて、なるべくなら所得のある人も入ってもらって、空き部屋をなくすようにすれば、多少なりともお金が入ってきてプラスになるのかなと思いますけれども、その辺はいかがですか。

○議長（黒岩 巧君） 建設課長。

○建設課長（矢野今朝治君） 担当としましても、そういった方法が取れば非常にありがたいというふうに考えてはいるところなんですけれども、なかなか全体的な、制度的なところがあって、そこで止まってしまっているというのは実際にあるかと思えます。ただ、やり方はよく国、県とも相談しながら、何かいい方法を、町が入居を確保できるような方法、また古い住宅等については、今後、見直し等も含めて検討していきたいというふうに考えておりますので、引き続きよろしくお願いたします。

○議長（黒岩 巧君） ほかにございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） すいません、じゃまだ質問が出るようですので、ここで暫時休憩とします。

11時30分に再開をいたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

○議長（黒岩 巧君） 会議を再開いたします。

先ほど8番、浅沼君から質問がありましたふるさと応援基金の状況について、今、総務課長のほうから配付がありましたので、ご覧いただきたいと思います。

それでは、1番、梶野寛丈君。

○1番（梶野寛丈君） 1点お聞かせください。

いろんなところでこれは出てくるんですけども、システム改修費というのがいろんな項目で出てくるんですけども、これはシステム化されることによって人分効率化されて、経費の削減にもつながっていると思うんですけども、システム改修費というのがいつも出てきます。これって、そもそもどんな形でその金額が決まっているのかがよく分からないと思うんで、そこを1点教えてほしいというのと、そもそも役場のシステムの全貌が理解できていないですけども、役場として一つのシステムが各課で複合的に活用されるような形でシステムがあるものなのか、どういう形になっているのか。いい機会なので、システムの形について少し教えていただきたいと思います。

○議長（黒岩 巧君） 町民生活課長。

○町民生活課長（本田昌也君） では、梶野議員のご質問につきましてお答えさせていただきます。

今回、町民生活課ですが、14ページの福祉医療費の給付事業のところシステム改修費というのがございます。こちらにつきましては、来年度、こども福祉の年齢拡大に伴う改修費というようなどころでございます。こちらの金額等の出し方というんでしょうか、多分ですが、私も細かいところまではあれなんですけれども、結構システムに係るお金で占めるところが人件費といいますか、SE（システムエンジニア）さんのお金というのがかなりかかっ

ているのではないかというようなところでございます。

ただ、今ここに出ているシステムというのは、梶野議員ご指摘のように、いろんな課でまたがって使っている住民基本台帳システムの中の一部というようなところで、さらに吾妻郡が同じシステムを使っておりまして、スケールメリットというようなところではかなり縮小されて、改修費等も影響が出ているのではないかというようなところでございます。

またあと、庁内全庁的に使っているようなシステムですと、総務課の対象ですけれども、財務会計システムであるとか、予算のシステム、あとはグループウェアというようなところでスケジュール管理等をやっている、メールとかやっているようなシステムもございますし、またあと、個々にもいろんなシステムがございまして、一概にどんなシステムがあるかというのはちょっと難しいところもあるんですけれども、国の法改正によってシステムを改修するというようなところも私たちの管理しているところではかなり大きいかなと。補助金をいただきながら改修するようなものもかなりあると思いますので。

よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（黒岩 巧君） 総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 先ほど町民生活課長が説明した補足なんですけれども、このシステムに関しましては基幹系というのと情報系、要は住民基本台帳とか、あと財務会計なんかは分けて業者が決まっております、こちらは郡の共同電算化ということで6町村の各担当が集まって、仕様書を作った上で入札をして、金額で業者のほうを選定しております。

また、財務会計も、今後また業者のほうが変わって運用になりますので、またその金額については郡の町村会での承認をいただいて、業者のほうが決めているような状況でございます。

先ほど説明した改修費用については、随時、担当から契約している業者に見積りを取って対応はさせていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（黒岩 巧君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

議案第9号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第10号～議案第16号の説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第4、議案第10号より日程第10、議案第16号までの各特別会計補正予算についてを一括議題とします。

本案は、初日に上程し、提案説明まで終了しています。

これより担当課長の内容説明を求めます。

議案第10号 令和4年度長野原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、及び議案第11号 令和4年度長野原町へき地診療所特別会計補正予算（第2号）について、町民生活課長。

○町民生活課長（本田昌也君） それでは、議案第10号 長野原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ771万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億3,857万8,000円とするものでございます。

まず、1枚おめくりをいただきまして、1ページの第1表をごらんください。

歳入ですが、7款諸収入、4項雑入では、補正額771万6,000円の追加補正をお願いするもので、歳出ですが、1款総務費、1項総務管理費では補正額30万円の追加を。

2款保険給付費、1項療養諸費では補正額366万円の追加を。

3款国民健康保険事業費納付金では1項医療給付費から3項介護納付金まで合わせまして433万2,000円の減額を。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金では808万8,000円の追加を。

歳出合計といたしまして771万6,000円の追加補正をお願いするものでございます。

それでは、歳入ですが、4ページをご覧ください。

7款諸収入、4項雑入、5日療養給付費等負担金では、補正額771万6,000円の追加補正で、

療養給付費負担金の前年度精算分として追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、5ページの歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、補正額30万円の追加補正で、国保ネット端末の入れ替えに伴いますシステム改修費といたしまして30万円の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費では366万円の追加補正で、医療費の微増によります調整といたしまして追加補正をお願いするものでございます。

次に、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分では289万5,000円の減額補正を、次のページでございますが、2項1日後期高齢者支援金等分では191万1,000円の減額補正を、次の3項1目介護納付金分では47万4,000円の追加補正を。いずれも県の納付金の額が確定したことによる補正でございます。

続きまして、9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、6目保険給付費等交付金償還金では、補正額771万6,000円の追加補正で、療養給付費等交付金の前年度精算返還金としての追加補正を、10目その他償還金では37万2,000円の追加補正で、特別調整交付金等の額確定による精算返還金としての追加補正をお願いするものでございます。

国保会計は以上でございます。

続きまして、議案第11号 長野原町へき地診療所特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ306万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,974万3,000円とするものでございます。

まず、1枚おめくりをいただきまして、1ページの第1表をご覧ください。

歳入ですが、1款診療収入、1項外来収入では、補正額172万円の追加を。

次に、7款1項繰越金では、補正額134万5,000円の追加を。

歳入合計といたしまして、補正額306万5,000円の追加補正をお願いするものです。

次に、歳出でございますが、1款総務費、1項施設管理費では、補正額306万5,000円の追加補正をお願いするものでございます。

それでは、歳入ですが、3ページをご覧いただきたいと思えます。

1款診療収入、1項外来収入、2目社保診療収入では、補正額172万円の追加補正でございます。

続きまして、7款1項1目繰越金では、補正額134万5,000円の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出ですが、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費では、補正額306万5,000円の追加補正で、説明欄の1節及び3節の特殊勤務手当につきましてはワクチン接種によります追加でございます。10節光熱水費につきましては、電気代の高騰による追加でございます。それ以外につきましては、人事院勧告及び率改定による追加補正をお願いするものでございます。

なお、4ページ以降に給与費明細書を添付してございますので、後ほどご確認いただければと思います。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 議案第12号 令和4年度長野原町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてから議案第14号 令和4年度長野原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、上下水道課長。

○上下水道課長（篠原博信君） それでは、議案第12号 令和4年度長野原町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ156万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億1,734万8,000円とするものでございます。

1ページをお開きください。

第1表の歳入歳出補正予算ですが、まず、上段の歳入でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金では13万1,000円の減額。

5款繰越金、1項繰越金では169万9,000円の追加。

歳入合計156万8,000円の追加でございます。

続いて、歳出でございます。

1款1項簡易水道費で156万8,000円の追加でございます。

2ページの歳入歳出予算事項別明細書につきましては、後ほどご覧いただきたいと思っております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款1項1目一般会計繰入金では13万1,000円の減額。

5款1項1目繰越金では、前年度繰越金169万9,000円の追加をお願いするものでございま

す。

4 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 日簡易水道総務費では13万1,000円の減額をお願いするもので、説明をご覧ください。

簡易水道総務一般では、2 節 一般職給、3 節、4 節、18 節まで人事院勧告に伴う追加と減額を、10 節光熱水費では電気料金値上がりに伴う施設の電気料140万円の追加を、26 節諸公課費では、中間納付消費税額の額確定に伴い140万円の減額をお願いするものでございます。

2 日簡易水道管理費では169万9,000円の追加をお願いするもので、10 節修繕料として漏水等の修繕費として169万9,000円の追加をお願いするものでございます。

5 ページからの給与明細書については、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第13号 令和4年度長野原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ321万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億349万2,000円とするものでございます。

1 ページをお開きください。

第1表の歳入歳出予算補正の上段、歳入でございますが、5 款 1 項他会計繰入金で321万3,000円の追加でございます。

歳出でございます。

1 款農林水産業費、1 項農業集落排水事業で321万3,000円の追加でございます。

2 ページの歳入歳出予算事項別明細書、総括につきましては後ほどご覧いただきたいと思っております。

3 ページをお願いいたします。

2 の歳入でございます。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金では321万3,000円の追加をお願いするものでございます。

3 の歳出でございます。

1 款 1 項 1 日農業集落排水処理施設管理費では321万3,000円の追加をお願いするもので、説明をご覧ください。

施設管理事業では、2 節、3 節、4 節、18 節につきましては人事院勧告等による追加を、

10節の光熱水費では電気料金値上がりに伴う処理施設の電気代等310万円の追加をお願いするものです。

4ページからの給与費明細書については、後ほどご覧いただきたいと思います。

続きまして、議案第14号 令和4年度長野原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ236万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,223万7,000円とするものでございます。

1ページをお開きください。

第1表の歳入歳出補正予算補正ですが、まず、上段の歳入でございます。

5款1項他会計繰入金で236万9,000円の追加、歳出で1款土木費、1項公共下水道事業費では236万9,000円の追加でございます。

2ページにつきましては、後ほどご覧いただきたいと思います。

3ページの歳入でございます。

5款1項1目一般会計繰入金で236万9,000円の追加をお願いするものです。

3の歳出でございます。

1款1項2目公共下水道施設管理費では236万9,000円の追加をお願いするもので、説明をご覧ください。

施設管理事業では、3節、4節につきましては人事院勧告等による追加を、10節光熱水費では電気料金値上がりに伴う処理施設等の電気代として230万円の追加をお願いするものです。

4ページからの給与費明細については、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 議案第15号 令和4年度長野原町介護保険特別会計補正予算（第3号）について及び議案第16号 令和4年度長野原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、町民生活課長。

○町民生活課長（本田昌也君） それでは、議案第15号 長野原町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億200万5,000円とするものでございます。

まず、1枚おめくりをいただきまして、第1表をご覧ください。

歳入ですが、8款1項繰越金では、補正額108万円の追加補正をお願いするもので、2ページに移りまして歳出でございますが、2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費では、補正額108万円の追加補正をお願いするものでございます。

それでは、歳入でございますが、5ページをお願いいたします。

5ページの歳入でございますが、8款1項1日繰越金では、補正額108万円の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、次の6ページでございますが、歳出でございます。

2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、6月居宅介護予防住宅改修費では、補正額108万円の追加補正で、住宅改修費につきまして、当初10件分180万円を計上しておりましたが、不足が見込まれまして、6件分108万円の追加補正をお願いするものでございます。

介護会計は以上でございます。

続きまして、議案第16号 長野原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ126万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,814万6,000円とするものでございます。

まず、1枚おめくりいただきまして、第1表でございます。

歳入でございますが、2款1項広域連合補助金では、補正額51万8,000円の減額を。

次に、3款1項一般会計繰入金では、補正額78万8,000円の減額を。

次に、5款1項繰越金では、補正額4万3,000円の追加補正を。

歳入合計といたしまして、補正額126万3,000円の減額補正をお願いするものです。

続きまして、歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費では補正額51万8,000円の減額補正を。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金では74万5,000円の減額補正を。

歳出合計といたしまして、補正額126万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

それでは、歳入ですが、3ページをご覧いただければと思います。

2款1項2目広域連合補助金では、補正額51万8,000円の減額補正を。

次に、3款1項1目事務費繰入金では1,000円の減額補正を、2目保険基盤安定繰入金では78万7,000円の減額補正を。

続きまして、5款1項1日繰越金では、補正額4万3,000円の追加補正をお願いするものでございます。

続いて、4ページの歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、補正額51万8,000円の減額補正で、保険証の郵送料につきまして、広域連合での対応となったため減額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、2款1項1日後期高齢者医療広域連合納付金では、補正額74万5,000円の減額補正で、広域連合への負担金につきまして額の変更による減額補正をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 内容説明が終了しました。

ここで暫時休憩といたします。

午後1時に再開します。

よろしくお願ひします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（黒岩 巧君） 会議を再開いたします。

議案第10号より議案第16号まで、特に質問がありましたらお願ひいたします。

9番、牧山明君。

○9番（牧山 明君） 議案第10号、それから15号、16号に関連したものなんです。

最近コロナで亡くなる高齢者の方が増えているんですけども、後期高齢者医療特別会計等にも、その例えば療養給付に係るお金とかの増額とかというのが全く見られないし、もちろん介護保険の中にもそういうものが出ていない。健康保険にもこれといって目立って出ていないんですけども。一番気になっているのは、特別養護老人ホーム等でコロナで亡くなっている方がかなり出ていと聞いています。何か、3年前に志村けんさんが感染して骨になって自宅に戻ったという、我々にしては本当に衝撃的なテレビの報道があったんですけども。今でもそういう状況がどうも続いているという話なんです。

長野原町が関係している特別養護老人ホーム等の施設での実態というのはどういうふうになっているのか。万が一、コロナに感染した人が出た場合に対処はどのようにやっているの

かというのをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（黒岩 巧君） 町民生活課長。

○町民生活課長（本田昌也君） 牧山議員のご質問にお答えいたします。

コロナの感染者というところで、亡くなっている高齢者の方がいらっしゃるというようなことでございます。実態としてそういうこともあると思います。今回、補正予算的には会計のところにはこういったところは何も出てこないところではございます。

対応のことでございますけれども、まず、特別養護老人ホーム、長野原町にはからまつ荘がございますけれども、ちょっとからまつ荘を特定してしまうこともあれなんですけれども、近隣にも婦恋村であるとか、そういったところにも特別養護老人ホームございまして、確かに今コロナが蔓延している状況でございます。

対応といたしましては、まず施設でコロナ感染が確認された場合には、保健所に連絡を入れるそうです。保健所で入院先を探すような状況でございます。幸いといえますか、長野原町、福祉病院、長生病院等と、コロナ病床というところが拡大できて本当によかったなというところもございまして、入院対応、かなりそちらでできた方がいらっしやったということでございます。しかしながら、かなりコロナが蔓延してきてからは、病床がかなり逼迫をしております、嘱託医の判断というところだそうなんですけれども、症状の軽い方については施設の中でもコロナの方がいらっしやるというような状況がありました。

万が一、お亡くなりになった場合の対応というようなところで、先ほど牧山議員からもございましたが、コロナであるとご家族と会えないというような対応がございます。こちらにつきましては、施設また入院先とも同じような対応がされているというようなところで、その裏づけというんでしょうか、厚労省のほうから新型コロナにより亡くなられた方及びその疑いがある方の処置・搬送・葬儀・火葬等に関するガイドラインというものがございまして、それに基づきまして関係機関で対応をしているというようなところでございます。

確かに、ちょっと遺族の方の悲しみ等を考えると、かなりつらいこともございますけれども、こちら側、いろんな関係する機関の方々の感染をしないというような対応も他方でかなり必要となってございます。そういったところで、こういうガイドラインが定められてございます。それに遵守するような形で対応しているようなことを聞いております。よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（黒岩 巧君） 9番、牧山明君。

○9番（牧山 明君） やはり施設に入っていて感染した場合に、重症者が入れる病床が空いていて、そこに搬送されればいいんですけども、軽症者のところに重症になった方は多分搬送ができないということなんですよ。そうした場合には、実際のところ、主治医のような方がおられるわけですし、その判断でのごことなんですけど、現実問題、搬送がされれば医療行為なので、少なくとも後期高齢者とか、あるいは一部国民健康保険とかに反映されると、そこに増加が入ってくると考えられるんですけど、その辺のところはどうなんでしょう。

○議長（黒岩 巧君） 町民生活課長。

○町民生活課長（本田昌也君） 牧山議員のご質問でございます。

搬送されれば保険が適用となって、保険の部分で補正予算対応が必要なのではないかと、いうような、医療費が増大するのではないかと、いうようなご質問でございますけれども。

確かにそのようなことはあると思います。しかしながら、今の予算の範囲の中でまだ見られる状況ではある。亡くなっている方はいらっしゃいますが、かなり増えているというか、そこまでの方ではないと思います。数名というところだと思います。ですので、医療費の予算内の範囲では、まだそこまでは出ていないと思います。

施設にいらっしゃっても、実はその嘱託医の先生が往診というように形で診察をされます。そうすると医療行為というようにところで医療費の適用もございまして、そういったところもございまして、まだ予算の範囲内で適用されているというようにございまして、

以上でございます。

○議長（黒岩 巧君） 9番、牧山明君。

○9番（牧山 明君） もう一点。3年前であればまだコロナそのものの実態がよく分からない。しかも、多くの方が非常に恐怖感を持って、その報道が多分いたところなんだろうけれども、今どんどん行動の規制が緩和されている中で、いまだに全く会えない、骨になって初めて遺族がその亡きがらを返していただく状況というのは、もうそろそろ少し改善の余地があるのではないかなど。化学的に考えても、動物なんかでいうと、寄生している個体が死亡した場合にはウイルスとかはかなりのスピードで消えていくというのがあるんですね。絶対触っちゃいけないというのももちろんあるんですけども。感染に注意して、例えば少し面会ができるとかというように対応も、そろそろ考えなくちゃいけないかなと思うんですけども。これは我々が最終的にどうこうというんじゃないんですけども、そういう要望もぜひ町長あたりからあげて、化学的な根拠に基づいて、もしやれる範囲でそういうことができるようにしてもらえるといいんですけども、いかがですか。

○議長（黒岩 巧君） 町民生活課長。

○町民生活課長（本田昌也君） 牧山議員のご質問でございます。

牧山議員のおっしゃるとおり、遺族等のご意思というんでしょうか、できる限り尊重しながら適切な感染対策を講じることができるように、関係団体とか専門家等の協力も得て、化学的根拠に基づいて、実はガイドラインというのが定められております。また、これが2類から5類というようなところが変わってくると、このガイドラインもまたいろいろ変わって来るところもあると思います。そういったところで、関係機関とか関係者の方、かなり安全・安心、配慮するような形で、社会的に重要な業務を継続的にできるようなガイドラインがまた改正されていくようなことを望んでおりますので、そういったところでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） さっき町長という言葉があったので、私の気持ち的な部分ですけども、お答えさせていただきたいと思っておりますけれども。

保険料の関係に関しては、これは私の心というか、心情が強くなってしまおうと思っておりますけれども、ぎりぎりだったとしても、コロナのために亡くなる方を想定して補正をしろというのは多分言わないと思っております。今、賄えるということであれば、コロナで亡くなる方、甘いと言われたらあれですけども、それを想定しての未来に対するお金をつけるということはやりたくないというふうに言ったら近いかもしれません。

それと、先ほど課長のほうからガイドラインというところが出ていました。仮に特養が、町営で行っているものであれば、何らかしら私の意見も通すことができるのかもしれませんが、からまつという言葉が出ましたので、そこは理事長が最終決定をするものでありますので、それは理事長にお任せしたいというふうに思いますが、もう少し広範な意味で、どうでしょうね、国にその思いを伝えていくというのはできると思っておりますので、いろいろな方面、今、私自身も復活再生というスローガンを掲げていろいろな我々の人間らしい活動を復活させているところでございますので、その辺りで国の方に声を届けるということはあるかと思っておりますので、その辺りでやっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） ほかにございますか。

8番、浅沼克行君。

○8番（浅沼克行君） 議案第10号の介護保険特別会計についてお伺いします。

この中の居宅介護予防住宅改修費についてお伺いします。

この改修費なんですけれども、この改修というのはどこまでが改修で許可になるのか。その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（黒岩 巧君） 町民生活課長。

○町民生活課長（本田昌也君） 浅沼議員のご質問でございますけれども、こちらの住宅改修費につきましては、手すりであるとか、あとはお風呂の改修というんでしょうか、そういったところの改修が主なところ、あとポータブルトイレとか、トイレの設置とか、そういったところが多く見られるかなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（黒岩 巧君） 8番、浅沼君。

○8番（浅沼克行君） この中の、いろいろ課長、今、言ったんですけれども、これ国の方向性とか県の方向性とかそういったものはあるんですか。

○議長（黒岩 巧君） 町民生活課長。

○町民生活課長（本田昌也君） ご質問ありがとうございます。

これが、介護保険法の中で定められておりますので、長野原町だけが特別にということではなくて、同じようなことを同じような各市町村で実施をしているようなところでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（黒岩 巧君） 8番、浅沼君。

○8番（浅沼克行君） 今聞いた中なんですけれども、これについても改修につきましても、いろいろピンからキリまであると思うんですよ。そういう中で、どこを、中ぐらいというものをあれしているのかなという気がするんですけれども、上をとれば、キリがなくかかると思うんですけれども、その点についてお伺いしたいのと。

いろいろ患者さんの要望を聞いたりしながら、ここに載っている、今、課長が言った以外のもので、こういったものが必要だよ、ああいったものが必要だよといった場合、町独自でいろいろ対応していくことはできるのかできないのか、ちょっとお伺いします。

○議長（黒岩 巧君） 町民生活課長。

○町民生活課長（本田昌也君） ご質問ありがとうございます。

まず、こちら介護保険の会計の中で定められていることにつきましては、介護保険法に基づいたものになりますので、ケアマネジャーさんがつきまして、いろんなご相談をしている

ところがございます。そちらからご提案したりとか、こういう手すりをつけられるとか、そのようなスロープがあるよとか、そういうご相談が乗れると思います。

多分もうちょっと大きい規模の住宅改修とかということになりますと、建設課で行っていますリフォームの補助金だとか、そういうのは町独自でやっていますので、そういったところも併せてできるかなと思います。介護保険に満たない方もいらっしゃると思います。そういった方も利用できるのは町独自でやっているものもありますので、ご利用いただければと思います。

以上でございます。

○8番（浅沼克行君） それと、高いとこか中間か低いとこか、その辺。

○町民生活課長（本田昌也君） ありがとうございます。

規模的に上限が20万円というような、今この介護保険の住宅改修費になっていますので、規模とするとやはり中・小というようなイメージになってしまうかもしれませんので。ただ、大きい規模を改修したときにも適用になります。ただ、上限が20万円の1割というようなことで18万円というところになってしまうんですけれども。そこまでしかちょっと金額が出ないということになりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（黒岩 巧君） 4問目になりますが、質問しますか。

[発言する者あり]

○議長（黒岩 巧君） ほかにございますか。

10番、大羽賀進君。

○10番（大羽賀 進君） 議案第13号、これ農集排なんですけれども、いつも気になっております。加入率といますか、4年度における上半期に何軒ぐらい加入されておられるのかお伺いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 上下水道課長。

○上下水道課長（篠原博信君） 大羽賀議員の質問に答えたいと思います。

今年度、農集排の加入なんですけれども、ちょっと正確な、5軒ぐらいは申し込んで工事のほうを実施して加入していただいております。

○議長（黒岩 巧君） 10番、大羽賀進君。

○10番（大羽賀 進君） ありがとうございます。

自由ですから入ろうが入るまいが、これはいいんですけれども。今、ご存じのようにSD

G s、持続可能なそういうあれで今進めておられるわけですけれども。この環境というのが物すごく大事な時代に今入っております。そういった観点から、自由だから入っても入らなくてもいいよということじゃなく、やはり私は積極的に入ってもらったほうがいいのではないのかなというふうに思います。いろんな、やはり家庭から出る排水がちょっと雑に行っているななんていうような家も見えるわけなんですけれども、やはり環境に配慮すれば、もう少し積極的に加入の推進をされたらいいのかなとそう思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 上下水道課長。

○上下水道課長（篠原博信君） 貴重な意見ありがとうございます。

私が4月に来てから、確かに加入の促進等進んでいないところがございます。大羽賀議員言うように、環境問題、これから非常に大事だと思います。その辺を踏まえて加入促進、加入促進もそうなんですけれども、その排水等をきれいにする、下水でするのもいいんでしょうけれども、そのほか自分たちで、例えば油を出すときは吸収剤を使ってごみに出すとか、そういうところの啓発とかもしていければと思っています。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） よろしいですか。

町長。

○町長（萩原陸男君） 補足です。何度か議会の席でも、私のほうからお話ししたことがあるんですけども。議員の皆さんにも分かっていたきたい部分ということで補足させていただきます。

農集排に関しては、100%つなぎ込んだことによって町の将来が明るくなるということじゃないということをもう一度分かっていたきたいところがございます。なぜかという、遠く離れた1軒の家をつなぐために、何百万というポンプを設置して、その改修とか維持管理に関して、将来かなり負担が増えていくということは議員の皆さんもご存じだと思いますけれども。

環境に関して言うのであれば、農集排あるいは下水につながなくとも合併浄化槽で、今の合併浄化槽はかなり性能がいいものになっていますので、その辺りを踏まえて、まさに経営戦略を立てて、農集排につなぎ込むのがいい地域とか、合併浄化槽を推奨していったほうがいい地域とかということ、これ線を引くのはすごく難しいとは思いますが、そういう感覚で行かないと、今後、農集排の事業、先行き、本当にかなりきつくなるのが想定

されますので、その辺りも踏まえて議員の皆さんからはご指導いただきたいと思います。

なぜそこまで私が言うのかというと、以前、そうですね、20万ぐらいいる市で建築の営業をやっておりましたけれども、それだけの市レベルであっても、下水の地域というのは本当にコンパクトな部分で、少し離ればもう合併浄化槽を使っているという状況でございました。それはなぜかということ、下水を維持管理していくためには大きなお金がかかるからだといいことでございます。なので、その辺りも含めて、かなり幅広いところから、高いところから見て、町の将来も考え、農集排を推奨していく、あるいは合併浄化槽を推奨していく、そのことを考えながらやっていきたいと思います。

ちょっと議員の皆さんにも、その辺りのところを、これもまた頭の片隅に入れていただい  
てご指導いただきたいなと思っています。よろしくをお願いします。

○議長（黒岩 巧君） 10番、大羽賀議員。

○10番（大羽賀 進君） 町長の考えはもっともだと思います。やっぱり町の負担は相当かかるかなと思うんですけども。初めから農集排なん作らなかつたらよかつたじゃないかという思いもあるんですが、実は私のところにも、本当に2軒か3軒ぐらいいないところを下水を引っ張ってきて、これ誰も入ってないんですよ、そこは。何でこんなところ、こんなお金、まあダムの関係だからそうやったのかもしれないけれども、俺にすりやすげえ無駄遣いだというふうに。今、合併槽だってすばらしいものがあるし、それに切り替えてやれば、その地区はいいのになという。そういうふうに農集排をそこらじゅう引っ張っておいて、いや加入すれば町のあれは財政が大変になってくる。本当に矛盾はするんだけど、でも俺もよく分かりますよ、そのことは。だから、本当はこの質問をするのよそうと思ったんだけど、それでもやはりいろんな家の裏事情があるでしょう。お風呂場あるいはキッチンのところ、先ほど課長が言った、洗剤とかに分ければいいなんて、分ければいいんだけど、もういきなり地下へどんと流して、そういう家もあるんですよ。要するに、もうそこなんかどぶ状態になっている。じゃ、そういうところの、町で指導をして、農集排通ってますよ、通っているんだけど、合併槽の推進でも補助金でもつけて、20万ぐらいはつくんですか、合併槽もね、総額の上限20万、2割。それを進めたほうが、非常に環境にいい町になると思いますよ。これ、うんと矛盾しているんです、これは。でも町長の言うことは分かる。俺の文句です。答弁要らないです。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 大羽賀議員ありがとうございます。

まさに、ダムの事業があったがために、イニシャルコストがほとんどかからなかったという状況でのスタートだったと思うんです。ですから、その当時のことを私は文句を言うつもりはありませんし、例えば私がそのときでも、ゼロ円でできるんだったらやろうと決断をしたと思います。でも、もうたれば、もう結果論であるので、じゃ、これからをどうするかということを我々は政治家としては考えていかなくちゃならないことでもありますので、誰がやるのかというところで、今、我々がやるしかない、これからどうやっていくのかというところを議員の皆さんと議論を重ね、未来のためにやっていくということだと思いますので、先ほど大羽賀議員がおっしゃっていただいたことも踏まえてやっていきたいと思います。

それと、今、その農集排とかが進んでいたために、浄化槽に関しての補助というのはない状況になっているんです。ただ、でもこの間、篠原上下水道課長ともお話をして、今、水道課としてもその辺りのところをしっかりと検討をしてつくっていかうという考えも聞いておりますので、町としてもその確定したところで議員の皆さんに報告させていただきたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） ほかにございますか。ご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

これより議案第10号から議案第16号まで7件を一括採決します。

お諮りします。議案第10号 令和4年度長野原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第11号 令和4年度長野原町へき地診療所特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第12号 令和4年度長野原町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第13号 令和4年度長野原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第14号 令和4年度長野原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第15号 令和4年度長野原町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第16号 令和4年度長野原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎委員会の閉会中の継続審査、調査の申出について

○議長（黒岩 巧君） 日程第11、委員会の閉会中の継続審査、調査の申し出についてを議題

とします。

会議規則第74条の規定により、議会運営委員会及び各常任委員会から配付のとおり申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり扱うことでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、申出のとおり決しました。

---

#### ◎一般質問

○議長（黒岩 巧君） 日程第12、一般質問を行います。

今回通告のありました質問者は4名であります。

---

#### ◇ 大羽賀 進 君

○議長（黒岩 巧君） 通告順に一般質問を許します。

最初に、10番、大羽賀進君。

〔10番 大羽賀進君 登壇〕

○10番（大羽賀 進君） 議長の許可を得ましたので、通告に従い、地方創生について質問をさせていただきます。

2002年度上半期、出生率は過去最低との報道がありました。出生の低下に歯止めがかかりません。地方創生の重要な役割は出生率を高めることです。この問題を放置しておけば、消滅する町になります。この問題は国家レベルになっておりますが、長野原町の未来の問題として、真剣に取り組んでいかなければなりません。難しい問題ではありますが、町長の方針と申しますか、考えていることをお伺いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 町長、答弁願います。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 大羽賀議員のご質問にお答えします。

議員御質問のとおり、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくことを目指すために、出生率を高めることは地方創生の重要な役割であると考えます。

厚生労働省は今年6月に、令和3年人口動態統計月報年計において、1人の女性が生涯に産む子供の数を示す合計特殊出生率が6年連続で減少し、出生数も過去最少であったと発表されております。

また、先月には人口動態統計速報で、今年9月までの出生数累計が昨年を下回るペースで推移していると発表され、当町でも出生数は年々減少し、国勢調査人口から見ても、この40年間で約4分の1程度まで減少しております。

若い世代が安心して結婚ができ、子供を産み育てるためには、家庭・子育てと仕事が両立しやすい環境や、経済的な安定が得られる就業・生活環境であることがポイントであります。

また、長野原町が多くの人にとって住み続けたい、戻ってきたいと思える魅力や文化であったり、支え合いのコミュニティづくりによる安心感を持つことができることも重要であると考えます。

具体的な取組としては、私の今年度の施政方針で述べさせていただいております8つの目標のほぼ全てに関連してまいります。

明るく活力ある町づくりを実現するために、引き続き8つの目標の達成を目指していくことで、出生率向上等により、地方創生を目指してまいりますので、大羽賀議員をはじめ議員各位のご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 10番、大羽賀君。

○10番（大羽賀 進君） 答弁ありがとうございました。

いずれにしても、いろんな策を考えておるわけですがけれども、地方創生の第1弾の目標を出したんですけれども、ほとんどこの8年間は何の進展もなかった。コロナ禍によるものであると思います。このことは、国も次の方向性を持ってくると思います。多分、もうこれからはデジタルの時代で、デジタル田園都市計画というのを恐らく国は出して、それもまた職員の皆さんに大変なご努力をいただくわけです。多分その計画を立てるということは来ると思います。

いずれにしても、東京一極化というのをなくさないで地方の若い人はそういう大都会へ出たいという、その思惑がいっぱいあるわけです。皆さん、お子さん抱えて、そのように感じると思いますけれども。そういう子供たちを引き止めて、そこに一生暮らせなんて言っても

なかなか無理な話で、でもそこに手を変えないということも、我々も大きな責任がある、手を変えていかなきゃならない。

どういうところに手を変えていったらいいのかというと、我々の、昭和に生まれた人もいますけれども、我々の時代はすごく景気のいい時代もありました。バブルも体験しました。だけれども、そのバブル崩壊後、何もいい時代、思いもしなかった青年がたくさんいると思います。要するにデフレの時代を20年以上続けたわけですよ。その中に生まれた子供は、本来なら頭がよくて有名な大学へ行けば、大企業のもっとすごいところへ勤められる。ところがもう、そんなことはもう消えちゃったんですね。結局、だから、夢も希望も失われるその時代に育った子供たちが、じゃ、自分の世帯を持ってやろうという、そこまで行かないですよ。生活できない、こんな給料で生活できない。こんなのもとても無理だ。たとえ結婚しても、子供は1人でいいと、2人、3人とんでもない、うちは。こういう時代なんですよ。

私が議員になって、もう20年になるんですけれども、田村町長に給食費を少し補助しませんかという一般質問しました。当時の田村町長は「子供を育てるのは親の責任でしょう。親の義務でしょう。そこは親がやってくださいよ」。2問、3問目まで質問ができるんですけれども、一発で私は降りました、ああそうですねという感じで。

しかしながら、今はそうじゃないことを認識しなきゃいけない。本当に大変な人たちばかりなんです。まずは子供つくってくださいなんてとても言えないし。じゃ、その環境づくりをどういうふうにしていくのか。町独自の環境づくりを私はしっかりしていただきたいと思えますよ。そのことについてどう思われますか、町長。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 環境づくりという、ちょっとよく意味が分からなかったんですけれども、恐らく支援の体制をとということなんだろうというふうに思います。

そこ、ちょっと根本的に、出生率を上げるべきということが質問の趣旨だったと思うので、ちょっとその辺りのところから触れさせていただきたいと思うんですけれども。

確かに、昨年の合計特殊出生率は1.30という数字で過去最低だったというふうに私も記憶しております。国家レベルの問題だというふうに言いましたけれども、まさにそのとおりであって、我が町の出生率をこれ言いますと、面白い数字が出てくるんですが、過去3年の出生率を申し上げますと、令和元年が1.31です。令和2年が1.43です。去年、令和3年が1.91なんです。この数字だけを見ると、おお萩原睦男すばらしいなってなるんですけれども、そ

の数字にとらわれないでほしいというか、何も私はすばらしくないというか、そういう状況です。

そもそも、人口置換の水準が2.07という数字なんです。それは聞いたことがあろうかと思うんですけども、びっくりすることに、私、1971年生まれなんですけれども、1974年から出生率2.07は、その頃からずっと下回っているんです。なので、国家レベルという話が出ましたけれども、もうそのときからこうなるということはもう確実に分かっていたことであって、国のせいにするわけじゃないですけども、具体的な施策をやってこなかったがために、こういう状態になっているんだというふうに私は認識をしているというか。

ただ、でもさっきの下水の話じゃないですけども、過去のことに文句を言って、たらればで物を言ってもしょうがないので、これからどうしていくのかというところを考えていくということなんだろうと思うんですけども。

先ほど田村町長のお話が出ましたけれども、議員の皆様方のご協力をいただいた上で、私が町長になってから給食費無料ということになりましたし、あと、生まれたら1人10万円を給付するという事業も新設しました。それと、先ほど議会でも出てきたように、医療費は来年度から18歳までの医療費は無料になるということと、中学校の準備のものとして4万円の商品券という、かなりそういう支援というものは増えてきているというふうに思います。

出生率ということを考える前に、先ほど世帯を持つ人間がいないとかというふうにおっしゃっていましたが、まずは結婚をしない男女が、多分全国でもそうなんですけれども、長野原町もかなり私の周りにもいるので、その辺りをどうしていくかというところがかなりポイントになってくるというふうに思います。ただ、私が町長になってから、婚活のイベントを何回かやったりとか、そういったいろんなことをやってきたんですけども、いい結果には結びつきませんでした。

例えば、1.5ぐらいまでに出生率が下がって、それが今2.0ぐらいに復活してきている国というのがあります。例えばフランスですとかスウェーデンですとか。そこはどのような施策を打っているかという、事実婚とか同棲を国が認めている政策を打っているんです。それがいいのか悪いのか分からないんですが、スウェーデンは今1.5ぐらいまで下がった出生率が2.0近くまで回復してきているみたいです。しかも、法律婚のカップルの約9割がその事実婚、同棲を国から認められているその経験を9割が体験をして結婚をしているというような統計も出ているみたいです。ただ、でもそれがいいのか、よかったとしても私自身が長野原町でそんなことはできないですし。

あとフランスでは、第1子にはほとんど支援はないんですけれども、2子、3子というふうに産めば産むほど優遇されるというような施策も打っているみたいです。なので、そういうことで思い切った3子目は大きなお金を支援するとかという、思い切った政策もあろうかとは思いますが、まずはその結婚をするための応援というか支援というか、ここが一番必要んじゃないかなと思うんですけれども。

結婚、経済的につらいといっても、1人であるよりも2人の給料を合わせたほうが僕は楽になるんじゃないかなと単純に思うんですが。昔はおせっかいな人がいて、その人がお見合いをさせてなんていう文化がありましたけれども、今は全くそういうことはないんですけれども、私がスローガンに掲げている「つなぐ育てる」という観点からすると、そういうおせっかいさというか、地域で盛り上げていくということも、これからの時代、必要になるんじゃないのかなというふうに思っているというか。ただ、そういうことをすると、今セクハラだとか、そういう方向に行ってしまう傾向があるんですけれども。その部分に関して、地域が面倒を見るとか、我々大人が育てていくというようなことをやっていかないと、本当にこれは、日本はこのまま行ってしまうんじゃないかな。だってもう50年近くそう来ちゃっているんですから。そんなふうに思います。

具体的な、これから支援を考えたいと思いますけれども、結婚までの支援・応援、出産までの支援・応援、出産してからの子育ての応援、それがどういうことができるかというのは別として、例えば出産までの支援というところを見ると、私の家は残念ながら、さっき大羽賀議員が言ったように1人しか子供がいません。ただ、でも欲しくてもできなかったという状況があります。私の周りの人も、妊娠しても流産してしまうとか、そもそも妊娠がしづらいついとかという、そこですごく悩んでいる方というのは多くいると思うんですよね。町としても、その不妊治療として最高で補助を10万円出しているという部分はあるんですが、かなりその治療に関してお金がかかる部分もありますので、その辺りのところ、まだ本当に表に出てこないようなところで、手厚い支援を考えていくというのは必要なのかなというふうに思います。

ちょっとここでこういう具体的な支援をしますということが言いづらい部分もありますので、これはぜひとも議員の皆様と相談をしながら、町の財政も見ながら考えさせていただきたいという、そのぐらいにとどめさせていただきたいと思いますけれども、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 10番、大羽賀君。

○10番（大羽賀 進君） あまり町長の答弁長いので、終わったんかなとつい錯覚しちゃって。じゃ、もう1問出来るということで。確かに、町長の言われるように、長野原町だけじゃないと思いますけれども、結婚をしない人、してもできない、したくない、いろんな考えの方がおられると思いますけれども、結婚しなきゃ子供なんて生まれるわけないんだし。それは最重要な課題かなという、それでも難しいかな。その人の人生のことに顔を突っ込んで、ばんばんいろんなことを言える人は町長ぐらいなもんだと思うんだけど、俺なんか言ったらうるせえで終わっちゃようなもので。そんなこと言うなら、そんなに結婚させたいなら父ちゃんやりゃいいじゃねえかなんていうふうに言われたうちもあるらしくて、非常に何かその辺のところは難しいな。その子がやっぱり結婚しなきゃな、家庭守らなきゃなという思いはやっぱり持たなきゃならないと思うので、非常に難しい問題だなと。

それで、めでたく結婚される人もいますけれども、やはり先ほど私が言われたように、昔の時代と今の時代、もう全然違うということで、とにかく妊娠、出産、育児を、大学卒業するまで国が面倒を見るようなことをしなけりゃ、本当に日本の国は活力のない国になってしまう。このことは、何かね、この間、本で読んだら、政府のほうでコロナ禍が終わったら第一にこの問題に取り組んでいくというふうには。小淵優子さんも言っていましたよ、自民党の幹事長、何て言ったっけな、あの人も。

とにかく切れ目のない支援をしていこうという。国がそういうふうに行っているんですけども、やっぱりそれに対して町も同調して、できるところはもう、一番初めに手をつけていかなきゃならない大きな問題として捉えていって、結婚しない人も結婚させて、出生率も高めていくような、そういうようなやはり政策をしっかりと町長にお願いいたします。難しいけれども、この問題は大変な問題なんです、これは。本当に、長野原町が消え去るぐらいならいいけれども、全国で890市町村が消え去っていくという、消滅する、人口減少で。そんな日本のこの人口減少で活力のない日本になったら、他国はどういうふうに見ると思いますか。今、攻め時だなんてやられたら大変なことですよ。

まあ、そんなことで、こんな難しい問題も抱えなきゃならない町長になったのも運命だと思って、しっかりお願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 大羽賀議員、ありがとうございます。もう何年前かに大羽賀議員から、フィンランドの取組のネウボラの質問をしたことは今でもはっきりと覚えているんですけども、まさにそこはフィンランド、私、秘書のときに小淵優子代議士と同行して、実際に日

で見てきたことでありますので、そんなことができれば本当に素晴らしいなというふうに思うんですけども、税制の制度とかそういう部分が全く違う国でございますので、それをそのまま取り入れるというのは難しいことだとは思いますが。

議員もご存じのとおり、教育課と、特に教育長の熱い思いがあって実現していることですが、教育課と町民生活課も関わっていますが、ここはびとのびのび広場に関してはかなり人数も来ていただいて反響を呼んでいるところでもあります。お母さん方の居場所づくりですとか、本当によい子育てができるような場所を提供しているというところではいいスタートを切れたなというふうには思っているんですが、防災無線でもお知らせしているように、このコロナが蔓延しているために、また今回休止という決断をしなくてはならなくなっているんですが。

こういう小さなこと、切れ目のないという話をされましたけれども、まさにネウボラというのはそういうことであって、切れ目のない出産から生涯通すまで切れ目のない支援をしていこうというところに当たるんでしょうけれども。

その全てをこの小さな町が行政だけでやっていくとなると、無理ということは言いたくないですけども、どこかにひずみが出てきてしまうという部分は私も感じているところがありますので、そういう小さなところから一つ一つ改善をしていくということは大切なことだと思いますので。ぜひ、コロナが収束した暁には、ここはびとかのびのび広場に顔を出してご覧いただきたいなというふうに思っております。

それと、支援、お金を配ることが支援の一つにもなろうかと思うんですけども、そういう類いのものには恐らく過疎債というのは充てることはできないんだろうと思いますが、そのソフト面的なこと、あるいはハードなのかもしれませんけれども。過疎債を使うことができるのであれば、子育てとかそういうことに使えるのであれば、それを投入していくということは、その親に関しても、その子供たちも長野原町に残っていけば、その3割の借金を返していくということもつながっていくので、その過疎債与えるには、まさに過疎債を使ういい財源だという感覚はあるので、ちょっとそれがどういうものに使えるかというのはこれから考えることですが、そういう観点からも出産・子育て・結婚、この辺りの町ができること一つ一つを考えてやっていきたいと思っております。

これは私一人では本当にできませんので、多くの町民の皆さんの声を聞きながら、ぜひともいい形で一歩でも進めるように頑張りたいと思いますので、ご指導よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） ここで暫時休憩といたします。

14時5分に再開します。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

○議長（黒岩 巧君） 一般質問を再開いたします。

---

◇ 浅沼克行君

○議長（黒岩 巧君） 8番、浅沼君。

〔8番 浅沼克行君 登壇〕

○8番（浅沼克行君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、水道インフラの老朽化の対応についてお伺いいたします。

水道インフラの老朽化が全国的に深刻化していますが、当町の現状と今後の取組方についてどのようにお考えなのか、町長にお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 町長、答弁願います。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 浅沼議員のご質問にお答えいたします。

浅沼議員ご指摘のとおり、水道インフラの老朽化については全国的に深刻化している状況であるとともに、当町においても長野原町水道事業経営戦略で示したように、給水区域によっては配水施設、管路の老朽化が進んでいる状況であります。今後は、耐震化、財源確保も含めた更新計画を策定し、計画的な整備を進めていく考えであります。

水道事業の広域化や官民連携、施設や管路の統廃合も今後の課題ではありますが、安全で良質な水道の供給を基本理念に、将来にわたり水道水を安定的に供給し、安定した経営基盤を持続していきたいと考えておりますので、浅沼議員をはじめ議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 8番、浅沼君。

○8番（浅沼克行君） ありがとうございます。

耐震化計画的統廃合、安定的に供給と、本当にいい答えが出ました。しかしながら、これをどのようにやっていくかということがやはり問題になっているのではないかなと思います。それとともに、水道料金というのは、もともとは基本的なものが独立採算で行うのが理想的だと思っています。しかしながら、先ほどの補正予算の中にも出てきましたが、一般財源の中からこれを補填していかなければ運用できないというのが現状だと思っています。

そういう中で、現在、町の水道管なんですけれども、通常、これ40年が耐用年数だといわれているものなんですけれども、町は、地域によっていろいろ差はあると思うんですけれども、どのくらいの年数がたっているところがどのくらいあるのか。そしてまた、水道料金なんですけれども、決して高いほうじゃないとは思いますが、いつき報道なんかで長野原の水道料金は日本一高いと言われていますが、それは一般的なものではなく、浅間の別荘地の中の水道ということでございますので、全然比較にならないものだと思っています。

その中で、水道料金の推移というのは、どのように推移しているのか。そしてまた、漏水事故というのは、これ必ずついて回るものだと思うんですけれども、現在、漏水があったところから対応していくといったような状況だと思うんですけれども。先ほど町長のお話の中にも計画的という話が出たんですけれども、計画的にどのような計画を立てながらやっていくのか。そして、統廃合といったことも出ました。どういうふうはこの統廃合というものをやっていくのか、その点が問題ではないかなと思っています。

それとともに、なかなかこの漏水事故といったものを早めに予見することは非常に難しいことだと思っています。ですが、やはり計画的という話が出ましたから、その中で今年度はここまで、次年度はここまでとか、長期的な計画を立てていかないと、これなかなかいつまでたっても対応し切れない問題なのかなという気がしています。ぜひともその点につきまして、今後の水道インフラの計画的にやっていく、具体的な案を示して。今は急に答えは出ないかもしれませんが、長期的な計画を立ててやっていくことが必要ではないかなという気はしています。

それと、さっきのちょっと戻るんですけれども、水道料金がありますね。この水道料金について、他町村との比較というのはどのようになっているのか。取りあえず、その点についてお伺いしたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 議員の質問にお答えしたいと思います。

まずは、何点か数字的な部分の質問がありましたけれども、これは以前お配りしました水道事業経営戦略にも明記されておりますので、議員もうご覧になっていると思いますけれども、今、手元にある数字もありますけれども、あえてそれはご覧になっていただきたいというふうに思います。

そもそもが、この水道事業というのは、各地区で簡易水道組合というのがあって、そこで運営していたものを町に移管されて、今、全てが移管になった状態で、今、町がやっているという現状があります。例えば、北軽井沢の簡易水道事業に関しては、平成元年から平成4年の間に各地区のものが町に移管になっています。長野原簡易水道事業に関しても、平成5年から平成10年ぐらいにおいて、町に移管になっています。ダムのエリアをとというのはもうつい最近です。

また、これも過去のことを言うようになっちゃうんですけども、私が思うにその平成の初期に移管になったところで経営的な戦略を立てて、こつこつとやっていくべきものだったというふうに思います。それが何もなされない状態で壊れたところだけを直すというところをやってきただけの町であったために、今こういう現状になっているんですけども、全国的にそういうところが多いんでしょう。

ただ、でもそうは言っても、私が町長になってからもう8年以上たちますので、その間にも、この動きでようやく経営戦略を立てて、補修の計画も立てていこうというところで腰を上げた状況でございますので、いろいろさっきも言いましたけれども、これまではこうだったけれども、じゃ、誰がやるんだ、我々がやるしかない状況でございますので、ただ議員もご存じのとおり、応桑のほうのものを組合から移管になったとき、今の状況でもそうなんですけれども、畑のど真ん中を通っていたりとか、どこを通っているのか分からないような状況のところも、実際、正確ですけれども、大体のところは分かっているんでしょうけれども、そういう部分もあることも事実なので、どの辺りがどういう状況になっているのかというところが完全に把握はし切れていない状況です。これは恥ずかしい話ですけれども事実でございます。

ただ、今ある管路全部を敷せ替えたとします、今一気に。約250億かかります。それを町がやるということは不可能だと思います。10年に分けても1年間で25億の計算になります。だから、でもこれ、日本全国そういうような状況になっていると思います。なので、優先順位をつけるべきだと僕は思っています。例えば、本当にもうぼろぼろになっているところで

すとか、あとは大屋原のように、動物を、乳牛をなりわいとして生きているところ。水が来なくなったら、もう成り立たなくなっちゃうところの辺りとかも、優先的に直していくとか、壊れる頻度の高いエリアを真剣に調査をしてみるとか、そういう状況で優先順位をつけてお金を、資金の計画を立ててやっていくしかできないと思います。

水道料金に関して言いますと、浅間上水でしたっけ、これが上水道となっていたために、日本一高い水道という、長野原町が日本一高いというふうに言われているだけであって、簡易水道に関して、だから我々が使っている水道に関しては、恐らく全国レベルで見ても安いほうに分類されると思います。ただでも、最近のニュースなんかを見ますと、各自治体で水道料金を上げるという決断をしている自治体が増えているのは議員もご存じだと思うんですけども。

このまま行きますと、長野原町もそういう状況になるかもしれない。そんなときが来るかもしれないかもしれませんけれども。極力そうならないようにやっていくということなんでしょうけれども。その第一歩がこの間、皆さんに提示させていただいた水道事業経営戦略だというふうにご理解いただきたいなと思っているんです。これを全体の計画を立てるのも、多分数年かかると思います。管路がそういう状況でございますので。だから、平成元年といえども30年以上たっちゃっているわけですね。だから、本当にもう結果論で、そのときからこつこつやっていけばいい話だったのかもしれないかもしれませんけれども。もう30年過ぎてしまっているんで、今から何が我々にできるかというところを考え、そんなに大きなお金は水道事業だけに突っ込むことはできませんけれどもやっていきたいと思っていますので、ご協力いただきたいというしかありません。よろしくお願いします。

○議長（黒岩 巧君） 8番、浅沼君。

○8番（浅沼克行君） 優先順位という話が出ました。確かに優先順位をつけながらやっていくということが必要なことかと思えます。それと、全部つけ替えると250億、私もそんなにかかるんだなと思って、本当びっくりしています。年次計画であっても年間、10年だと25億、とても町の財源でこれを全部を急激にやることはできないなという感覚はしています。その中で調査という話が出ました。

調査の件なんですけれども、漏水検知システムというのが今あるそうです。これ、イスラエルの企業がこれを開発しまして、衛生画像と人工知能の活用ということでやっているそうで、このシステムを導入する自治体が非常に近年増えてきているという状況だそうでございます。これを使いますと、例えばの例なんですけれども、水道管延長2,217キロを全体の距

離で調査した結果、259か所の水漏れが確認できたという話です。そして、期間につきましても通常ですと5年かかる期間が7か月でできたということが記載されています。そして、経費も大幅に削減できる、調査の経費ですね、ということでございます。

このシステムが全てじゃないと思いますが、例えばこういうものもあるよということで、ぜひとも効果的なものを見つけて、今後優先順位をつけながらやっていってもらえればありがたいなと思います。

何しろ水につきましても、災害なんかの場合にはすぐもう、即、水が必要になってくるということもございます。口頃は、通常、蛇口をひねれば出てくるものだと思っていて、あれしていますが、それだけではない。もしものときはえらいことになるなという感じがしています。ぜひともそういった水道のインフラの重要性を今後とも今まで以上に意識していただいて、この水道事業、老朽化の対応をしていってもらいたいなと、そのように思います。町全体でぜひとも今後当たってもらいたいなというふうに考えています。よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 浅沼議員、ありがとうございます。

もう実際に耐用年数を超えている管が布設されている地域というのも結構あるんです。ただ、でもその環境、上の状態ですとか、地下水の状態ですとかというところで、大きくその施設の何ていうか、劣化度とかそういうのが違ってくることは分かっております。ただ、そのイスラエルのシステムというのは、私はどういうものか全く勉強不足で分からないんですけれども、そんないいものがあるのであれば、ちょっとその辺りも調べさせていただき、使えるものであれば使わせていただきたいなと思っておりますけれども。

議員おっしゃるとおり、この上水道、あと下水の関係も、今後の長野原町の財政に確実にボディーブローのように効いてくる事業の一つでございますので、本当にもうどうにもならないという状況になる前に手を打っていきたいと思います。ぜひとも議員の皆様にはご指導とご協力を賜りますことをお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

---

◇ 星 河 明 彦 君

○議長（黒岩 巧君） 次に、3番、星河明彦君。

[3番 星河明彦君 登壇]

○3番（星河明彦君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に基づいて、八ッ場ダム完成後の諸課題に対応するための行政の窓口と役割についてお伺いいたします。

八ッ場ダムが完成し、間もなく3年が経過をします。町当局はダム対策課を廃止し、業務の一部を未来ビジョン推進課に引き継いでおります。各地区のダム対策委員会も役目を終えて解散となりました。私の住む林地区では、ダム関連に関しては役員会で協議、対応を行っているところですが、林地区内に点在するダム工事に伴う仮設物の対応について、国上交通省に要望を行ってまいりましたが遅々として進みません。

今年度は、区長が国土交通省、県の対策事務所及び町に連絡を取り、ようやく計画書が提示をされました。実施時期が令和5年度以降に繰り越す項目が4項目もある状況です。対応の進捗が遅いことも問題ですが、地区の区長が直接、国・県・町へと個々に連絡を取り対応を行うことが正しいのかどうかは疑問です。本来は、町担当部署が窓口となり、県・国へ要望するとともに進捗確認などを行うべきと思いますが、いかがでしょうか。

そこで、改めてお伺いをいたします。

①本来のあるべき姿、行政の窓口と役割とは。

②八ッ場ふるさと公園の安全対策について、対応部署はということでお伺いをします。八ッ場ふるさと公園は、小さなお子様が遊ぶ場所ですが、公園の反対側、駐車場奥のカヌー受付場所の奥のところなんです。湖側にフェンスがなくロープが張ってあるだけです。子供が簡単に通り抜けてしまい、湖に落下する可能性がありますので、早急に対応をお願いいたします。この案件は未来ビジョン推進課でしょうか、建設課でしょうか。

以上、お伺いをいたします。

○議長（黒岩 巧君） 町長、答弁願います。

町長。

[町長 萩原睦男君 登壇]

○町長（萩原睦男君） 星河議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の行政の窓口と役割についてでございますが、八ッ場ダム事業は特殊事情であることから、それぞれ情報共有を行ってございましたが、国・県・町がそれぞれの事業の担当者が窓口となり対応してきた経緯がございました。ダム事業が終了した現在は、議員のご指摘のとおり、本来は町の他の事業と同様に、町担当部署が窓口となるべきであるため、関係機関への要望や連絡調整を行い、責任を持って進捗等を確認してまいります。

次に、2点目のハッ場林ふるさと公園の安全対策についての担当部署は、未来ビジョン推進課となります。管理運営につきましては、昨年度より、つなぐカンパニーながのはらへ事業委託をしております。

議員ご指摘の駐車場奥の湖側の安全対策ですが、現在は駐車場側の入り口に立入禁止表示をした上で単管バリケードを設置し、湖面ツアー事業者の営業時間以外は施錠しております。まずは、危険であることを周知するため、表示等を見直し、ロープや立入禁止表示についても、劣化等あれば直ちに更新できるよう、管理委託先のつなぐカンパニーながのはらや、湖面ツアー事業者とも連絡を密に行い実施してまいります。

当該箇所の安全管理につきましては、公園も含め河川区域でございますので、ダム管理者の国や公園管理者の町と施設利用者等で組織したハッ場ダム水源地域ビジョン協議会や水利用利用者協議会等の場において、関係者間で確認を行うとともに対応を検討してまいります。

引き続き、安全対策につきましては、関係機関と連携しながら対応してまいりますので、星河議員をはじめ議員各位のご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 3番、星河君。

○3番（星河明彦君） ありがとうございます。

まず、1番は行政、窓口でお願いしたいんですが、2番の先ほど町長おっしゃった単管バリケードね、確かに単管でバリケードなんですけれども、あれ簡単にくぐれちゃうんですよ、子供は。あそこの現場を見ると、単管バリケードのないところと同じフェンスを造ってあげれば、それを開閉式にしてあげれば、その奥というのは入っていけないというふうに思います。

この単管バリケードは、先ほどの林地区じゃないですけれども、仮置きがぼんぼんしてあるんです。結局、国交省の工事はそうなんですけれども、後片づけができていないんですね。だから、そのいい例がこの単管バリケードだと。取りあえず置いておきましょう。その取りあえずがずっと続いちゃっているというふうに思います。ですから、その取りあえぬ対応ではなく、恒久的な対策を取っていただければいいのかなと。一番費用がかからないのが今言ったやり方だと思います。その奥のパドルの受付の奥のところは、今、縄がずっと張ってあるんですけれども、そこ全部フェンスを張っていくとなったら物すごいお金がかかっちゃうと思うので、単管バリケードのところを開閉式の門扉を造ってあげれば問題解決できるのかなと思います。

本当に子供は、全国でもニュースになりました。お母さんがお風呂から出てきて、その数

分間にいなくなっちゃったというのもありますので。それに、これ住民の方からいただいた意見なんですけれども、子供はちょっと目を離したらどどん姿が見えなくなっちゃうので、そこはちょっと早急に対応をしていただきたいということなので、優先順位を上げてお願いをしたいと思います。

これは、ちょうど1年ぐらい前になりますかね。最後のダム対の会議のときに、私、安全性の評価ということで、国交省のほうに質問をいたしました。要は、あそこにいろんな、地滑りだとか、ダムのひずみだとか、計器がついています。その考察を伺ったところ、安全性は問題ないという回答をその時点はいただきました。

町が国・県と窓口になって、やり取りをしていくところでは、そういった安全性の情報というんですか、このやり取りのルールというのがあるのかないのか、教えていただきたいと思います。私は、町民の皆さんの不安をあおるわけではないんですけれども、有事の際の取決め、動き方というのを決めておいたほうが良いと思います。

先日、横壁の自主避難の計画のところに参加させてもらいまして、これはすごい活動だなというふうに思ったんですね。そういったところの情報提供というの、そこを情報がスムーズに流れるような、ちょっと有事があったときに町にどう連絡するかという連絡ルートを決めておいたほうが良いと思うんですけれども、その辺、マニュアルとか決まっていますでしょうか。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 星河議員、ありがとうございます。

まず、1番目の行政と窓口の関係に関して、これは本当に申し訳ないというふうに申し上げるしかないというか。ただ、でも、八ッ場の事業というのが本当にこれは当たり前ではなかったというところも議員には分かっていたかというか、本来であれば、地元の人が県や国に直接お話しできるなんていう環境は、多分ダムエリアの違うところではそんな状況はないので、必然的に町が窓口になるということでもありますけれども、八ッ場に関しては県や国に住民の皆様が非常に近くなっていたということが言えると思います。それは、いい意味でも悪い意味でもそうなんですけれども、でもダムの事業が終わった今は、それを正常な状態に戻していくということが大切でしょうから、この辺りのところは全て町が窓口となって上部機関に伝えることは町から伝えさせていただきたいなと思っています。ほかの地区はまさに区を通じて陳情として上がってきたものやっっていくということが主ですから、そうさせていただきたいなと思っています。

それと、2番のハッ場ふるさと公園のことに関しては、もう既に、先ほど星河議員が言ったように、実は未来ビジョンの課長とも話をし、アスファルトが切れるところ、まさにこちらから行くフェンスが切れるところから、だから、カヌー・カヤックが置いてあるところの手前でフェンスを造っていくことであれば長さも大したことはありませんので、あれは町の単費でやっていこうという話をしております。ただ、それを越えた部分の湖のところに対しての安全対策というのは、これはもう完全に国の管理になってしまうので、そこまでは町が手を出すことはできませんので。公園とカヌーの事業者のところの間のところのフェンスを町のお金でやっていきたいと思っています。

それと、国も県も町も地域住民の安心・安全というのはやっぱり一番に考えていくところではありますけれども、先ほどのそのマニュアルというのをどういうものをマニュアルというのかというのは何とも言えませんけれども、県と国と町と私のライフラインがつながっていますし、どう言うんでしょう、そういう議員の皆さんが見えるようなマニュアルがということであれば、それは県と国ともちょっと検討はさせていただきたいと思っておりますけれども。ほかの事業と同じような形で県と町とではつながっているというふうに私は認識しておりますけれども、その程度しか答えられないというか、よろしく申し上げます。

〔「ちょっと意味が違いましたか」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 3番、早河君。

○3番（星河明彦君） マニュアルというか、その動きですかね。行程フローみたいな感じで、フローチャートみたいな感じでつくってあげればいいのか。そんな難しく考えていません。いざとなったら、皆さんの動きがあたふたしないような行動資料がそろってあればいいのかなというふうに。それが町の担当課に入って、この情報はどこまで広げるのか、議会にもかけるのかとか、そういったところをつくっておいていただければいいのかなというふうに思います。

今回、組織という部分で、今さら何言っているんだよと怒られるような質問をさせてもらいましたけれども、このタイミングでお話をさせてもらったのは、来年の5月に、ここにまた副町長が座ります。行政の組織もがらっとこう変わってくると思うんですね。来年の5月になると選挙があるので、私はここにいるかどうか分からない。今の持っているうちに伝えておきたいなというふうに思って質問をさせてもらいました。

今回のどの課に、未来ビジョン推進課に言っているんですかという案件については、これ、前ずっと、引き続きダムのことをやってくださった方が、今1名でやっておりますけ

れども、ちょっと欠席をされちゃうと分かっているやついねえじゃねえか、誰に言ったらいいんだよというような率直な意見が上がってくるんです。いやいや、そんなことないですよと言うんですけれども、そんな意見が出ないように、町の組織として、今までそのダム対策の中でご苦労された方がいっぱいいるんじゃないですか。そういった横のつながりでチームをつくってもらって、回答なり対応をしていただければ、そんな意見も出てこないのかなというふうに思いますので、そんな組織づくりをしていただきたいというふうに思います。

あと、9月の定例会のときだったですか、人件費がぐっと下がったと。人件費が下がるということは人員が減って、各個人個人のその仕事量が増えていくので、心のケアを十分ケア、アフターフォローしてくださいねというお願いをしていますけれども。

どこの組織にいても、悩み多きストレス多い時代ですから、なかなか難しいとは思いますが、ここにいる執行部の皆さんがよくほかの動きを見ていただいて、声をかけてあげるというのが一番なんだなど。

話があっち行ったりこっち行ったりしちゃって申し訳ないんですが、新しい組織になるに当たって、課長の皆さんの底力を上げていただきたいなという、行政のプロとして磨きをかけていただきたいなというふうに思うんですね。

これは、当然、今までの副町長さんというのは行政のプロフェッショナル、ベテランさんがいましたから、今度は民間から行きますから行政のことは分かりません。それが一番いいところだと町長はおっしゃる、それはよく分かります。その感覚でどンドンと仕事を進めていただければ、チーム長野原まとまるんじゃないのかなと思うんですけれども。そこできちっと法律違反、そういったところに触れない、守ってちゃんとやっていけるかどうかとチェックするのは課長さんになってくるのかなと思いますので、そこのプロフェッショナルになっていただきたいなというふうに思うんですね。

課長のもう一つ、仕事大事なところというのは、今の仕事のやり方のルールを変えていくことだと思うんですよ、ルールを変更していくこと。無理、ムラ、無駄、矛盾なところを改善して、部下が仕事をやりやすくしていくように課長はしていただきたいなというふうに思います。

来年の5月もここにいられるように一生懸命努力はしますけれども。皆さんのこのチーム力、役場のチーム力、課長さんのチーム力を上げていただくことが町民にとって一番幸せになることなのかなと、行政サービスですからね。

もう一つ、窓口のところをもうちょっと、ずっと窓口並んでいますね、役場の窓口、花を

飾ってあげたり、日本は四季がありますから、四季折々のオブジェを置いてあげたりとか、ちょっとこの遊び心というんですかね。サービス業ですから、行政サービスで。来ていただく町民の方がほっこりした笑顔になって帰っていくような雰囲気づくりをしていただければありがたいなと思います。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 星河議員ありがとうございます。

八ッ場の関係の質問かと思いきや、主は課長の在り方、カウンターのしつらえ、来年の選挙みたいな形になってしまって、ちょっとびっくりしましたけれども。まさに、ありがたいお言葉をいただいたという感覚でございます。もう今の時点で、課長の底力が上がっているかどうかというところまでは行きませんが、課長の意識というか、自分ごととして考える。あるいは各課長で手を携えて支え合っていくという環境が、今生まれつつありますので、来年度、新しい副町長を迎え入れた暁には、以前も申し上げたと思いますけれども、今までにない新たなチームを再構築していきたいというふうに思っています。きっといいチームになるだろうなというふうに私は想像しています。ちょっと見ていてください。よろしくをお願いします。

それとカウンター、これはありがたいお言葉として受け止めておきます。課長全てが聞いておりますので、それは課長皆さんに任せたいと思いますので、よろしくをお願いします。

あと何でしたっけ。フローチャートのお話ですね。それは、県・国とほかの事業でもやっている、通常の部分でもやっていることでございますので、そこは問題ないとは思いますが、ダムに関しては未来ビジョン、今までダムの経験のない課長が携わっていますので、その辺りのところをもう一度見直すということはいきっかけにはなるかと思っております、それはやらせていただきたいと思っております。

それと、今までダムに携わってきた人がいっぱいいるというふうに星河議員おっしゃっていただいたんですけども、ご存じのとおり、かなり詳しく以前までの課長は困に帰ってしまった。私が本当に信頼していた職員も都合があって辞めてしまった。それを考えると、今、一番この八ッ場ダムの事業に関して全てを熟知して分かっているという職員は、私の真後ろにいる篠原課長ぐらいなんです、と私と。ただ、でも篠原課長は上下水道課の課長に異動はしましたけれども、様々なことに関して各部署の指導というか、手伝っていただいております。上下水道課に行ったからダムのことは知らないなんて絶対言わない人でございます

ので、その辺りとまた連携を深めながらも、でも未来ビジョンの新課長も、いつまでも私は知りませんじゃ困りますので、その辺りのところは勉強してもらおうと。

ただ、星河議員も先ほど心配していたように、各職員、今、ストレスや負担が大きくなっておることは事実でございます。特に未来ビジョン推進課にはかなり負担がかかっておりますし、たくさんの事業が覆いかぶさっている状況でありますので、私自身もかなり口を出しているというか、手伝っている部分はあるんですが、それがまた負担になっているというところもありますので、特に今年度はちょっと何とか乗り越えてやっていこうというふうに声をかけているんですけども、まさに来年度、新体制の下、今までにないチームをつくっていきたいと思っています。星河議員のような方のアドバイスも非常に重要なので、5月以降もその立場でご指導いただきますようによろしくお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

---

◇ 牧 山 明 君

○議長（黒岩 巧君） 次に、9番、牧山明君。

[9番 牧山 明君 登壇]

○9番（牧山 明君） 議長の許可をいただきましたので、酪農家の経営存続に温かい理解と最低限の支援をということで、通告書に従い質問をさせていただきます。

コロナ感染の拡大とロシアのウクライナ侵攻で、飼料・肥料などの生産資材が高騰して、全国で酪農家の離農が加速しています。毎月50万円足らない、100万円足らないという中で、年が越せるのか、春までもつのか、来夏までやれるのか、不安な日々を送っています。子育て中の家庭、規模拡大や住宅ローンなどで返済を月々負っている酪農家はとても深刻です。酪農家も生産者団体を通じ、国に様々な支援を要請していますが、なかなか思うように進みません。酪農経営の存続に温かい理解と可能な限りの経済的支援をお願いしたいと思いますが、町長の考えをお聞きします。

○議長（黒岩 巧君） 町長、答弁願います。

町長。

[町長 萩原睦男君 登壇]

○町長（萩原睦男君） 牧山議員のご質問にお答えいたします。

激変する海外情勢によって、飼料及び肥料の急激な価格高騰は、想像をはるかに超える事態となっております。生産資材を海外に依存する日本の経営形態ではリスクが顕在化し、改善のための抜本的な見直しが必要と思われれます。農業に限らず、この秋までに食品など2万点を超える商品及び電気、ガスの値上げが実施され、低所得者や化石燃料を主に利用する事業者には多大な負担となっております。

現在行われている飼料・肥料の高騰対策は、国・県で価格の増加分を一部支援金として交付し、乳価においては引上げ改定されております。

町内にかかわらず、全業種で価格高騰の影響を受けている中、限られた財源を平等に支援することは非常に難しい状況と考えます。

将来求められる持続可能な農業の実現のために、議員皆様に効果的な支援についてご指導いただくとともに、地産地消の環境整備に取り組んでまいりますので、牧山議員をはじめ、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 9番、牧山君。

○9番（牧山 明君） 酪農家の離農の加速の状態なんです。指定団体の聞き取り調査で、今年度4月から10月までの半年で400戸離農しています。これは昨年度の同時期280戸に比べるとかなり多い数字となっております。辞められる多くの方がやはり餌高で先が見通せない、それから後継者とかがいないということで離農されています。ある意味、今、離農ができる人はまだ幸いなのかという気がしています。

餌が実際にどのぐらい上がっているかということなんです。酪農、乳牛、牛は反すう胃の動物でして、単純に穀類だけでなく、繊維質のものも食べる。それを食べさせないと健康を害して死んでしまうという特性があるもので、毎日同じ時間に同じ種類の餌を同じ量やらないといけないというような制約の中で飼っています。

代表的な餌として乳配と言われる餌なんです。この数字は我が家で使っている配合の価格なんです。2020年12月のこの段階で1トン当たり5万8,538円でした。これが2021年12月には7万672円になりました。そして、今年の12月、2022年の12月は9万3,454円になりました。3年前に比べると約2倍になっています。それから、子牛にやっているミルク、これが2020年12月が9,041円です。そして、2022年12月が1万5,334円になっています。しかも、今、脱粉が余っているとされている中で、この子牛の餌に使われているのはほぼ輸入の脱粉ということになります。

次に問題なのが、粗飼料と言われる単牧草の類いなんです。これはさっき言った乳配と違

って安定基金というのがありません。値上がった分は全て経費の増大として経営に降りかかってくるものです。代表的な稲乾草、クレイグラスというんですが、これが2020年には49円50銭、キロ当たりの値段です。これが2022年12月では89円70銭となっています。それから、たんばく源、繊維源として給与されるアルファルファ、ルーサンとも言いますが、これが2020年12月には59円40銭、2022年12月では93円となっています。

先ほど町長の答弁の中に値上げがされたということもあって、確かに値上げをされたんですが、関東生乳販連が値上げ交渉の中で要求したのが15円、かなり控え目な数字です。昨年度で生産費の上昇、餌関連で21円と言われている中、そんなに上げたのでは消費も減るので15円ぐらいが妥当だろうということで交渉に臨みました。結果的には飲用牛乳10円という値上げで決着をしたんですが、残念ながらこれが全て酪農家には来ません。消費の減退も加味して、大体7円というのが実情です。11月の乳価から7円増えるのですが、とてもとても餌代の高騰に比べて、はるかに足りないレベルです。

一番そういう中で、乳価の再値上げの交渉というのをやりたいのですが、これが脱脂粉乳が危機的な量が積み重なって保管されているということになっています。これがネックで再交渉に入れません。値上げを要請していくと余っているじゃないかということで、メーカーと生産者の間で最初から話合いができない状態です。

生産者団体としては、この脱脂粉乳、何とか国で買い上げて、それを自国の食料援助とか、海外の食料援助に振り向けて、ここを片づけてもらいたいということで要請をしてきましたが、先日の国会で決まった補正予算でも、牛1頭殺したら幾らという補助金と、この脱脂粉乳を保管する倉庫代だけが予算に盛り込まれました。これでは酪農家は全く恩恵がないといえばそれまでなんです。何とかこの再値上げを交渉できるまでの状態をつくりたい、そういう思いで、国とかメーカーに対して交渉をしている段階です。

これはちょっと離れるんですが、皆さんご存じのように、牛乳は食料品なので消費税は8%です。しかし買うものは全て10%なんです。その10%のものが今どんどん値上がりしていて、消費税だけでも大変なコスト増になっています。

今、町長の答弁にもありましたが、町関係で単独で支援できることはあまりなくて限られるというふうに思うんですが、今後ともそのいろんな面で酪農家の対外的な交渉、あるいは酪農が基幹産業である自治体の長として、この脱脂粉乳の在庫の解消の問題、それから酪農家への直接経済的支援についての後押しをぜひお願いしたいと思います。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 牧山議員、ありがとうございます。

町長になったときから、我が町の酪農は長年にわたって基幹産業として町を支えてきて、その酪農業界には若手担い手がすごく頑張っていて、今もし踏ん張って、この本州のあらゆる地域で淘汰されている酪農業が今踏ん張れば、10年後、20年後には牛乳が長野原町の宝物になるんじゃないかとさえ、いろんところで発信をしてきたところでもありますので、私にとっても今の現状は非常に辛いところでございます。

ただ、町の金銭的な支援に関して申し上げますと、先ほども申したように、酪農家だけを支援するという事は難しいでしょうし、町のレベルの支援の状況では、全く足りない状況なんだろうなという感覚であります。ただ、先ほど議員もおっしゃってございましたけれども、国や県でも粗飼料の緊急対策として、国で1万円、県で1万4,600円、これは1頭に対して行っております。また、飼料価格高騰対策の事業として、配合飼料供給安定基金から、この第3四半期は通常補填と異常補填で約1トンに対して1万6,800円が出ておるようでございます。ちょっと勉強不足なんですけれども、最近、第4四半期も多分これよりもさらに上乘せの部分で補填が決定したというところまで聞いております。

ただ、残念なところが、その現金が農家の皆さんまでに行き渡るのにとっても時間がかかっているというところが、まず1つの問題なのかなという感覚もありますので、その辺りのスピード感と、これがまた来年度以降もこの支援を継続してもらうようなことを国や県に声を上げていくということは私としても、あるいは議会の皆さんにとっても必要なことなんだろうなというふうに思っております。

それと、乳価の引上げ10円というのは、私が町長になった頃は、その10円ですら、上げてくれということすらタブーだったという感覚であります。どうにもならないことなんだろうなというふうに感覚でございましたけれども。実際、今回を見て上げられるんだなという感覚に落ちました。

ただ、さっきも乳価の再値上げの要求ができない、その脱脂粉乳の部分ですか、その理由は私は知らなかったのですが、その辺りのところも含めて、酪農業を抱えている町として国に声をかけていくということはやっていきたいなと思っております。しかも、もう既に1月に知事と懇談を持つことになっているのですが、議題としてそれを挙げるようにも要請を今しているところがございますし、この間、群馬県選出の国会議員の皆さんのところに、今、酪農業は生産者の自助努力だけでは乗り切ることが本当にできないので、各種資材について早急的な価格抑制対策を講じることと、コスト高に苦しんでいる国内の農業の現状について、国民

から住民な理解が得られるような啓蒙活動を行っていただくことと、あとは急激なコスト上昇に対するセーフティーネット対策を確立することとともに、経営所得安定対策や配合飼料価格安定対策事業など中長期的に拡充をしてくれという3つの点について要望をしてきたところでございます。

今ちょっと牧山議員の話を聞いて思ったことが、私だけがそうやって困りに行って要望をするというよりも、今、議会改革というのを推し進めている皆さんにとって、議員として特に酪農を営んでいる議員、あとは議員じゃなくても、その酪農部の部長さんもいいんでしょうけれども、そういう方も一緒に行って、生の現場の声を伝えていくということは非常に有効的なことなんだろうなというふうに思います。

ただ、1回行ってすぐにそれが実現するかというと、それはそんなことがあれば、そんないいことはないんですけれども、私ももちろん一緒に行きますし、セッティングも町のほうでさせていただきたいと思えますけれども、議会としてそういう活動をしていくということもやっていったほうがいいんじゃないかというふうに、ちょっと本当に、生意気なことを申し上げておりますけれども、そういうときこそ、手をつないでスクラム組んでやっていくということが今は重要なポイントなのかなと思いますので、ぜひとも、その辺りも含めて、議員の皆様にも考えていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 9番、牧山君。

○9番（牧山 明君） 町長の指摘ももっともなところがあります。ただ、畜産の在り方を変えていかなければならないということが最初の町長の答弁の中にもありましたが、まさにそのとおりなんです。

実は、その自給率の向上というのは結構大変な事業でして、例えば、この北軽応桑地域では、まず農地が圧倒的に足りないんです。そして、地代が多分群馬県で一番高い。そういう中で、狭い耕地、点在している耕地で、しかし導入する機械は北海道並みの機械が入っています。効率が悪くて、結構コストがかかっちゃうんですよね。しかも1年ではできない。やはり2年、3年、そういうスパンで考えていかないとできないです。

これをまずやり遂げるまで経営がもつかということが今一番の問題でして、東京大学大学院農学生命科学研究科教授の鈴木宣弘先生が、今、酪農家は二重苦、三重苦というのが一般のマスコミの中で言われているんですが、この先生は七重苦だと。もっと苦しいことは7つあるんだということ言われています。個々にはちょっと時間がかかるので説明しないですけども。カナダとかフランスでは、乳価、コストが上がると自動的に改定される仕組みが

もうできている。こういう仕組みをやはり日本でもつくってもらわないと。

大体、過剰の後、今回の北海道が減産で5万トンとか減らすということになっていますが、これは簡単にいえば5万頭牛を殺しなさいという、そういう話なんです。これに対して補助金を出す。しかし、その後に、じゃ、足らなくなったから増産しろとなると3年かかるんです。種つけの段階から、乳が搾れるまでに乳牛は約3年かかります。手塩にかけて育ててきた乳牛を、今ここで酪農家は食っていくために殺さなくちゃならないんですよ。これが相当、長年酪農をやってきた農家にとって負担にもなるんです。

鈴木言弘さんが、この事態を解決するには、牛乳の値段で換算して1キロ当たり30円の補填が必要だというふうに試算しています。今回の10円の値上げで、北海道以外の酪農地帯の酪農家では約10円上がったとしても20円まだ足りない。北海道の場合は加工原料乳が主なので28円ぐらい足りないんですね。これを全部やり切ると約1,800億円必要だというふうに試算しています。自治体レベルで1,800億円というのはとても考えられない数字なんですけれども、国レベルの話でしたらどうなのかなという。食料の安全保障とかという観点から見れば、ここで酪農経営を支えていただきたいと、是が非にも思うところなんです。

そういうことをこれから町長が言われたように、我々ももっともっと積極的に交渉していくんですが、とにかくどんな方法でも、キロ30円ぐらいの外からのお金が人らないと、現状はコロナ対策資金とか、日本政策金融公庫のセーフティーネット資金を借りて食いつないでいるわけなんです。大体、家族経営で成牛40頭規模ぐらいで1,000万ぐらいから1,500万ぐらい借りられるんですけれども、当初3年ぐらい、これでやり抜けるだろうという感じだったんですが、今年度の値上がりはその予想をはるかに超えています。大体1年ぐらいでこれが終わってしまうんです。それが終わった後、じゃ、いつまでだったら、これが解消できるのか。そこが今、酪農家の大きな不安になっています。先が見えない。こんなこと、いつまででもやっているといいんだろうかと。借りるのは借りられても、返すときどうして返したらいいんだというのが、みんな不安の種です。

地方自治体のレベルでも、餌の値上がりに対して国や県と併せて自治体独自で補填してくれるところもぼちぼち出てきています。すぐでなくてもいいですけれども、群馬県内の自治体の中でも、前橋市の次は長野原町だと言われている状況ですから、長野原町でももしそういうことが可能であったら、そこだけでも補填金を出していただければ、酪農家と町の信頼関係はもっともっと深まるかと思えます。酪農家が果たしている役割というのは、単にその牛乳を生産しているというだけでなく、北軽井沢の観光等にも影響のある産業だと思いま

す。それから、バイオマス産業都市構想にもかなりの部分、酪農の果たす役割というのは大きいというふうに考えていますので、何とか少しでも応援をお願いして。

また、価格の優等生ということ言われてきた牛乳の発想も少しずつ変えてもらわなくちゃならないと思います。今回、飲用が10円上がるんですけども、末端の価格は多分20円から二十七、八円上がっていると思います。何で牛乳代が上がっただけで済まないのかというのが長年の疑問であるんですが、いまだによく分からない。メーカー、確かにそれはコストも上がっているんでしょうけれども、牛乳詰めたりする機械は燃料費とかの上昇はあおり受けましても、餌は食べないんですから、そんなに上げなくてもいいだろうと思うんですけども、そこが上がるんです。さらに、小売りに至っては、何で上げるのか分からないんですけども、生産者やメーカーよりも多く小売りが上げるという、そういう仕組みに今なっています。そこを少しずつ是正していかないと、本当に消費者に新鮮な牛乳をできるだけ安い値段で届けるということがなかなかできないような状況だと思っています。

町長にも、今後とも酪農経営の存続に対して理解と最大限の支援をお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 牧山議員、ありがとうございます。

乳価を30円ぐらい上げないという話がありましたけれども、それに対する策があるわけではないですけども、価格というのはやっぱり需給のバランスだと思いますので、今、牛乳離れをしている国民というのが結構増えている中、だから、牛乳のすばらしさを、牛乳がすばらしいんだ、牛乳がなくなったら大変なことになるんだということは、あまり分かっていない人が多いと思いますので、その辺りの啓蒙活動というか、発信というかは、町もそうでしょうけれども、生産者の皆さんも、これからはやっていくべきじゃないかなと思います。

それは一つ、私が思ったことと、あと、今、その乳価もそうですけれども、一番の打撃は飼料の高騰だというふうに思うんですが。これは、円安になってしまったために、かなりそれが影響しているということは私にも分かるんですけども。この1年、11月だか10月ぐらいに151円ぐらいの、最高値ぐらいだったのかな、1ドル151円ぐらい。その1年間で多分40円ぐらい円安というか、ドル高になっているというふうに認識しています。

ただ、今日も未明からFOMCでパウエル議長が何て言うんだらうということで、かなり注目していたんですけども、4会合で0.75ポイントを引き上げてきたのを、今回は0.5ポ

イント、かなり過渡的になってきていたと思っていたので、この1か月でそれが多分市場が想像していて、1か月で15円円高に振れているんですね。今後、この円、ドルがどういう状況になっていくかというところが、かなりポイントになってくるなというふうに思ったんですけども。

今日のパウエルさんの話を聞いていたら、12月の利上げが0.5ポイントなんですけれども、多分2月には0.25ポイントになるだろうということは、皆さん想像しているんですけども、2023年末の政策金利の見通しの中央値が4.6から5.1に引き上げる言葉を発した途端に、短時間で1円ぐらい円安になってしまった。それ見ていて、これだけ市場の様子が動いていたんだなど。これでまたまた円安になっていっちゃうのかなというふうに思っていたら、パウエルさんが十分な抑制的な金利水準に近づきつつあるという言葉が発した途端に、また1円ぐらい戻ったんです。だから、本当に何か恐ろしいなと思っていたんですけども。

今日、この1日で、円ドルがどういう動きをしているか分からないんですけども、その辺りというのは、もう完全に酪農家の皆さんには直撃することだと思いますので様子を見たいと思いますし、町としても何ができるのかということは、また再検討はさせていただきたいと思うんですけども。

一番はその、町が何ていうんですか、気持ち程度の支援をすることで酪農の皆さんが勇気づけられるというところはあるかもしれませんが、県・国、あとその基金が行っているこの補填の策、県も国も1頭当たり1万円と1万4,600円というのは、1回限りの話かもしれませんが、これを継続していただくことと、基金に関しても第4四半期、だから、来年度の第1四半期も第2四半期も継続をしていただくことと、あとはそのお金を払い込んでいただけるスピード、その辺りは我々はお願いをしていく、声にしていく、訴えていくということが必要だなというふうに思います。

あとは、先ほども申し上げたように、乳価を上げるための、上げる要求ができない理由という、その辺りのところも恐らく国会議員の先生たちは、そこまで分かっていないかもしれませんが、直接、生の声を伝えに行くということは、何度かやるべきだというふうに思いますので、その辺りでご協力をいただきたいなと思います。

今、ここでこれを言うのはちょっと牧山議員は怒るかもしれませんが、苦しいのは多分酪農家だけではないと思うんです。それはもう、それぞれ議員の皆さんから苦しいところ、こうやったらいいんじゃないか、それぞれその声を。私も町民の皆さんから一つ一つ拾っていきたくて思っていますけれども、ぜひ私も勉強不足のところがあったりとかしますの

で、これからも皆様の声を聞かせてもらいたいこととご指導もいただきたいですし、ご協力もいただきたいと思います。ぜひともよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） 以上で、一般質問を終結します。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（黒岩 巧君） 以上をもちまして、令和4年12月第4回長野原町議会定例会の日程を全て終了しました。

定例会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午後 3時15分

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和 年 月 日

長野原町議会議長 黒 岩 巧

署 名 議 員 浅 沼 克 行

署 名 議 員 牧 山 明